

(資料)

鹿児島地裁における裁判員裁判（2020年）

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。2009年11月に開始されて以来、10年を経て、合計149件が開廷された。2020年1月から12月までの、この1年間には10件の裁判員裁判が開かれた。本稿では、2009年11月の最初の裁判員裁判から通し番号を付け、2020年分の【判決140】から【判決149】まで、その事案について紹介している¹。

今年の裁判員裁判で特筆すべき裁判は、日置市で5人が殺害された重大事件だった。裁判前には極刑も予想された。この事案【判決149】については、その審理、求刑、判決などをできるだけ詳しく紹介した。

裁判員裁判の内容については、実際に法廷を傍聴して、見聞きした内容が説明に加えられている。2020年は10件全ての裁判員裁判についてその一部を傍聴した。ただし、裁判員裁判の全てを傍聴することはできないので、傍聴できなかった部分については、南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の鹿児島地方版の記事や日本放送協会、南日本放送、鹿児島テレビ、鹿児島放送、鹿児島読売テレビのサイトを参照した部分も多い。

また、今年行われた裁判員裁判10件を検討して、今年の裁判員裁判にどのような特徴が見られたのかについて、有罪・無罪が争われた否認事件、被告人に対する量刑、裁判員裁判の期間、裁判員の選任・辞退・欠席などに分けて検討した。

¹ 2009年～2011年の裁判員裁判について「鹿児島大学法学論集」46巻2号133～171頁、2012年について同47巻2号271～301頁、2013年・2014年について同49巻2号317～349頁、2015年について同50巻2号149～171頁、2016年について同51巻2号149～171頁、2017年について同52巻2号149～171頁、2018年について同53巻2号139～171頁、2019年について同55巻1号23～69頁に掲載した。

一 2020年の裁判員裁判

■【判決140】 殺人事件（男性・85歳）

沖永良部島に住む男性（廃品回収業）のところに、2019年3月頃から大阪で暮らしていた実弟（当時61歳）が戻り、二人は自宅で同居し始めた。実弟は、定職にもつかず、酒のみ、酒気帯び運転で逮捕されたり、ボヤ騒ぎを起こしたりと、自堕落な生活をしてきた。注意したが聞き入れないため、男性はその生活態度に不満を募らせるようになった。同年7月5日、買い物をしたあと、牛小屋で廃品の解体作業をしていたところ、実弟がやってきて「魚釣りに連れて行ってくれ」と頼んだ。それを断ると、実弟は「くそじじい」と悪態をついた。その後、実弟が家の中で机を叩いて騒いだ。「何をしているんだ」と叱ると「くそじじい。何をぬかすか」などと向かってきたので、怒りがこみ上げ、車の中から鉄棒と果物ナイフを取り出して、実弟の腹をナイフで数回刺し、鉄棒で顔を数回殴った。実弟は気を失い、外傷性ショックで死亡した。

男性は、遺体に毛布を被せ、氷の入ったビニール袋をそこにおいた。その後、7月8日に友人に実弟を殺害したことを告白し、友人と一緒に警察に出頭した。

沖永良部警察署は、7月8日、男性を死体遺棄の容疑で緊急逮捕した。9日には遺体の司法解剖が行われた。取り調べののち、7月10日、鹿児島県警捜査一課と沖永良部警察署は、男性を殺人の容疑で再逮捕した。

7月30日、鹿児島地検は男性を殺人罪で起訴した。

1月27日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員は男性2人。

まず、検察官が公訴事実を朗読。被告人は公訴事実を認めた。公訴事実に争いはなく、争点は量刑にあるという公判前整理手続きの経過を、左陪席裁判員が説明した。

そののち、証拠調べ、証人尋問が行われた。

1月28日（木曜） 第2回公判

証拠調べに続いて、被告人質問が行われた。

1月29日（金曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人の犯行は果物ナイフや鉄棒といった危険な凶器を使い、強固な殺意に基づいた犯行である。被害者から暴力などの直接の害悪を加えられたことはなく、回避する機会や方法があったにもかかわらず、怒りに任せて、強い殺意を抱き、殺人を選んだ。懲役14年が相当。

弁護人の最終弁論：被告人の犯行は被害者の挑発や暴言に触発されており、計画的な犯行とは言えない。遺族は厳しい処罰を望んでおらず、自首も成立している。被告人には再犯の可能性はなく、島の人口の約4分の1にあたる1750人が寛大な判決を望む嘆願書に署名している。執行猶予付き判決を求める。

1月30日（月曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役6年に処する。未決勾留日数中120日をその刑に算入する。」²

判決は「犯行に至る経緯」「罪となる事実」については検察官の主張・立証通り事実認定した。

犯行については危険かつ短絡的だと非難されてもやむを得ない犯行態様であったが、用いた果物ナイフは殺傷能力の低いものであった。被告人は被害者から反撃されることを恐れて鉄棒を準備したのであって、全く無抵抗な人を襲った事案とは異なる。被害者の暴言や挑発に激昂して、とっさに犯行に及んだもので計画性はなく、確実に殺そうという強固な殺意までは認められない。従って、量刑について、殊更に結果を重く判断する事案とは言えない。被告人が犯行当時、追い詰められた心理状態にあったことは同情できる、被告人が被害者に対して怒りの感情を持ったことも当然である。生活態度を改めようとしないなど被害者の行動には、被告人の攻撃を招いた落ち度があった。計画性が

² 判決全文についてはLEX/DBデータベース：文献番号25565034で読むことができる。

なく、家族に対する犯行で1人を殺害した事案の中では軽い部類に属すると言えるので、求刑14年は重きに失する。ただし、尊い命を奪った犯行は短絡的だとの非難を免れず、遺族が寛大な刑罰を望んでいること、自首したことなどを最大限有利に考慮しても執行猶予つき判決とすることは相当ではない。

最後に岩田裁判長が、「裁判員をふくめた裁判を担当した者からのメッセージがあります」として「訓戒」を読み上げた。刑事訴訟規則221条は「裁判長は判決の宣告をした後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができる」と定めている。新聞報道などでは説論と呼ばれるものである。³

今回の事件では、実弟が突然戻ってきて同居し、問題行動を起こすなどしたことから、あなたは生活を乱されて困惑し、犯行に及んでしまった。その際、あなたは有効な解決策が見出せなかった。もし周囲に相談できるような人がいれば、こんな事件にはならなかったのではないかと思うと、残念です。

人の生命は貴重なもので、命を奪った犯行は許されないものです。刑期を終えてからは、島に戻って、他人の助けもかりながら、平穏な暮らしができることを祈っています。

■【判決141】 現住建造物等放火事件（男性・56歳）

2018年4月6日午前9時30分頃、種子島で、木造平屋建て住居約106平方メー

³ 鹿児島地裁における「裁判員裁判経験者との意見交換」（2020年2月19日）の中で、報道機関からの「裁判の最後に被告人にメッセージを発する訓戒の場面について、発出するかどうかとかをどういうプロセスを経て決めているのか」との質問に対して、裁判員経験者が「裁判長から『訓戒ということができるのだけど、どうしますか』という話があって、裁判員それぞれが、自分たちはこういう意見を持っているというのを伝えた上で、裁判長がうまくまとめて、訓戒として発していただいたという流れだった」と発言している。裁判員にとっては、自分たちの意見を「裁判官の方たちが四苦八苦されて言葉にされて、それを述べていただいたということで、私たちにとっても、ぐっとくるものがありました。この思いが本人に届くかどうか、裁判を傍聴された方たちがどう受け取るかということまで含めてのメッセージ」「その言葉は、当然、被告人に対しての言葉ではあるのですが、その周囲に対しての言葉も入っていると思います。」と、裁判員としての思いを込めたものであることがわかる。

トルが全焼する火事があった。

火事から1年ほど経過した2019年5月23日、警察は、母親と一緒にその自宅に住んでいた男性を現住建造物放火の疑いで逮捕した。朝日新聞鹿児島版（5月25日）によると『家に火をつけたのは間違いない』と話しているという。」との警察側の情報が報じられた。

2019年6月13日、鹿児島地検は被疑者の男性を起訴したが、「認否は明らかにしていない」と発表している。

2月3日（月曜）第1回公判（開廷）

検察官が、被告人は自宅に放火しようと考え、火のついたろうそくを和室のふすまに近づけるなどして、木造平屋建て住居を全焼させたとする起訴状を朗読した。

被告人は「やっていません」と公訴事実を否認した。被告人はいったん犯行を認める供述を行なったが、これまでの捜査段階での供述を否定した。

検察官の冒頭陳述：被告人には多額の借金があって生活が苦しく、自宅を全焼させて、火災保険金を手に入れようと考えた。失火を装うためにろうそくの火を使って、自宅に火をつけた。

弁護人の冒頭陳述：被告人は神棚のろうそくに火をつけ、そのまま母親と外出した。出入りする猫に荒らされたか、枯れた榊などにろうそくが引火したかで、火事になった。

2月4日（火曜）第2回公判

証拠調べ、証人尋問、被告人質問が行われた。被告人は、捜査段階での自白を否定した理由について、犯行当時、同居していた内縁上の妻が取り調べを受けていたため、彼女を解放するために嘘をついたと述べた。

2月5日（水曜）第3回公判（求刑）

開廷直後に岩田裁判長が検察官、弁護人を集めて、法壇をはさんで協議が行われ、裁判員6番の方が辞任し（法的には解任）、補充裁判員の男性（裁判員7番となる）と代わったことが裁判長から伝えられた。裁判員は男性4人、

女性2人となった。

被告人質問が継続された。

午後に再開された公判では、検察官による求刑が行われた。

検察官の論告求刑：被告人は金銭的に切迫しており、保険金を得ようとする犯行動機があった。捜査段階での自白も信用できる。懲役7年を求刑する。

弁護人の最終弁論：消し忘れたろうそくが倒れて出火した可能性がある。保険金を請求したのも事件後2ヶ月経ってからだった。無罪である。

2月13日（木曜）第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役6年に処する。未決勾留日数中120日をその刑に算入する。」

この事件は、被告人が無罪を主張した全面的な否認事件であり、目撃証人もいない自宅への放火なので、被告人による犯行を裏付ける確かな物的な証拠に乏しい事件だった。

判決は「犯行に至る経緯」では、借金の返済を迫られ、被告人が金に困って、火災共済保険金1750万円を得ようと考えて、ろうそくの火をふすまに近づけて、火をつけ、自宅を全焼させたと言う「ストーリー」を、検察官の主張通りに認定した。

判決は、被告人がやっていないと犯行を否認しているので、自宅の火災の原因が放火か、それともろうそくか何かが原因での失火かどうか争点はあるとして、ろうそくによる失火の可能性を一つずつ検討し、その可能性を否定し、放火が原因と立証していく手法をとった。

放火か失火か：①鹿児島県警の科捜研職員の証言に基づく実証実験の結果によれば、この高さから火のついたろうそくが落ちたときはほとんど消えること、畳に燃え移るにはさらに3時間ほどかかることから、火のついたろうそくが落ちて、火事の原因となった可能性は考えにくい。②神棚で火のついたろうそくが倒れた可能性については、神棚のある部屋には窓がなく、風が吹いたとすれば延焼するよりは風で火が消える可能性が高く、火のついたろうそくが神棚の壁につく可能性、枯れた花に火のついたろうそくが燃え移る可能性も低い。③

被告人が言うように、野良猫が火のついたろうそくを倒したと言う可能性も低く、神棚の天井板が落ちてきた可能性も、天井板はしっかりしていたとする家族の証言から考えにくい。以上から、火のついたろうそくが倒れて、燃え広がった可能性は完全には排斥できないが、相当低い。その結果、放火が原因とすれば、母親が放火することは考えにくく、被告人しか考えられない。

犯行の動機について：返済期限の迫っていた借入金があり、犯行当時、刈り入れ時期が終わったサトウキビ栽培から収入が得られる見通しはなく、JAからの振り込み金も借金返済に充当され、収入の具体的な目処はなかった。そうした切迫した状況にあつて、火災保険金を得ようとしたと考えられる。弁護人は、火災後、共済保険金を支払い請求しなかったことを理由に犯行動機は保険金狙いではないとした主張しているが、被告人は共済保険金の支払い請求に無関心ではなかった。犯行の発覚を恐れて意図的に請求を控えていたとも考えられる。

本件では、被告人は捜査段階では犯行を認めていたが、起訴から1月ほど経過したのち、一転犯行を否認した。そこで、捜査段階における被告人の自白の信用性が争点になった。

自白の信用性：判決は、自白の信用性を認めて、有罪の根拠とした。借入金返済のため共済金を得る目的で放火を行った旨の自白は、具体的供述で客観的な事実とも適合している。放火や延焼についての自白供述は、捜査機関が行った火災実験とも合っている。被告人は公判において、内縁の妻が任意同行を求められ、取り調べを受けたので内縁の妻の安否を心配して「自白」したが解放されたので否認に転じたと述べているが、被告人は、内縁の妻の安否について警察には2回、検察官には1回しか聞いておらず、弁護人には聞いた記憶がない。このことから、本人の公判での供述には不合理なことが多い。

量刑について：放火は危険な犯行であり、保険金目的という動機も身勝手と評価できる。しかし、人的な被害はなく、財産的被害は大きいもの事実上本人の資産である。犯行の計画性もかなり低く、悪質性がそれほど高いといえない。一方、サトウキビ栽培で借入金が膨らんだ事情は自然災害というよりも本人の努力・業績によるところが多く、同情に値せず、被告人には反省の態度がない。

無罪を主張した被告人の敗訴となった。

最後に岩田裁判長が「メッセージがあります」として説論を読み上げた。

無罪を主張していたあなたは、聞く耳をもたないかもしれませんが、今回、有罪とした私たちの考え方を伝えたい。あなたは安易な借金を繰り返してしまった。堅実な生活を心がけていれば、こんなことにはならなかったのではないのでしょうか。親孝行を心がけてきたあなたが、かえって、お母さんに迷惑をかけることを考えれば、こんなことにはならなかった。

将来にわたって、苦しいことが続くかもしれないが、堅実な生活をするように心がけて、立ち直った姿をお母さんに見せることができるようにしてほしい。

■【判決142】 殺人事件（男性・58歳）

2018年11月5日、午前10時20分頃、鹿児島市内の道路上に止めてあった軽自動車の助手席に女性（当時61歳）が死んでいるのが警察官によって発見された。前日の11月4日午後には家族から「母がいなくなった」との通報があり、警察が探していた。鹿児島南警察署は被害者の司法解剖の結果、死因は窒息死だったと発表した。首に締められたような跡があったと捜査関係者が述べたことが報道された。

2019年2月14日、鹿児島県警は、死体遺棄の容疑で、被害者の次女の夫を逮捕した。県警は、容疑者が認否を明らかにしなかったと発表した。

この夫は、以前から被害者の家族との間でトラブルがあった。2017年には、夫から暴行を受けているという通報があり、鹿児島南警察署は、夫を暴行容疑で鹿児島区検に書類送検し、次女に近づかないように警告を発した。警察は、被害者宅の電話番号を緊急通報システムに登録し、110番通報があったときには即応できる体制を整えていた。次女は鹿児島県外に避難していた。殺人事件発覚後、容疑者としてすぐに次女の夫が浮上した。夫は事件後、一時所在がわからなかったが、警察は任意で事情を聞くなどしていた。

2019年2月25日、鹿児島南警察署は、被害者の次女の夫を殺人の容疑で再逮

捕した。

3月15日、鹿児島地検は、被害者の次女の夫を殺人罪の容疑で起訴した。死体遺棄罪については不起訴とした。被告人の認否については明らかにしなかった。

2月26日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男性3名。

鹿児島地裁刑事部合議部Aが裁判を担当。裁判長は岩田裁判官、右陪席が井草裁判官、左陪席が溝口裁判官。

起訴状朗読：被告人は2018年11月4日ごろ、県内またはその周辺で、義母である被害者の頸部を何らかの形で圧迫し、窒息させ殺害した。

これに対して、被告人は「私は殺していません」と起訴内容を否認した。

検察官の冒頭陳述：被告人は、犯行当時、被害者の次女である妻との離婚訴訟手続きが進行しており、妻は被告人の暴力などを理由に子どもを連れて県外に避難していた。被告人はその居場所を聞き出そうと、被害者宅付近で待ち伏せし、被害者を被害者の車ごと連れ出した。そして、被害者の頸部を何らかの形で圧迫し、窒息させ殺害した。

弁護人の冒頭陳述：被告人は事件があったとされる日に被害者と会ったのは事実だが、殺害してはいない。被告人が真犯人であるという直接的な証拠はない。

午後には証拠調べ、証人尋問が行われた。

被告人が罪を一貫して認めなかったことから、殺害時刻、殺害方法なども不明であり、犯行を立証する具体的な証拠がほとんどない、難しい裁判員裁判となることが予想された。

2月27日（木曜） 第2回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

2月28日（金曜） 第3回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

3月2日（月曜） 第4回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

3月3日（火曜） 第5回公判

被告人本人に対する質問が行われた。被告人は改めて、犯行があったとみられる11月4日に被害者と会ったことは認めたが、「殺していない」と殺害を否定した。「反省しているか」と検察官に問われた被告人は「していないことを反省できません」と答えた。

被害者参加人となった被害者の長女が「遺体には殴られたあとがあった」と質問すると、被告人は自分がやったのではないと否定し、被害者の気持ちを聞かれると「かわいそうだなという風に思います」と答えた。

3月4日（水曜） 第6回公判

証人尋問が行われた。

3月5日（木曜） 第7回公判（求刑）

被害者参加人として、被害者の長女、被告人の妻（離婚協議中）など三人の意見陳述がなされた。

検察官の論告求刑：被告人は被害者の次女である妻との離婚訴訟を有利に解決するために、母親である被害者に働きかけようと、被害者を車ごとむりやり連れ出し、死亡するまで一緒にいた。仮に被害者が被告人から解放されれば何らかの連絡があったはずである。被告人以外に、被害者を殺害する動機や事情がある人物は存在しない。非常に残酷で悪質な犯行であり懲役20年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被告人と被害者が死亡するまで一緒に行動していたことを裏付ける証拠は何もない。被害者の首や顔から検出されたDNA型も被告人のもので断定できるものでもなく、首を絞めて殺害したという証拠はどこにもない。「疑わしきは被告人の有利に」の原則に従って、被告人は無罪とすべきである。

3月16日（月曜）第8回公判（判決）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大（この時点では、鹿児島県では感染確認はゼロ。）を受けて、最高裁判務総局からの指示を受けて、鹿児島地裁でも法廷の傍聴席の間隔を空けて座席数を制限する対策がとられた。

当日の傍聴席が17席分と限定され（206号法廷の座席数は90席、ただし記者席10席）、傍聴希望者が76人に及んだので、抽選が行われた。久しぶりの抽選となったが、残念ながら落選したので傍聴できず、以下の記述は、当日の新聞報道によっている。

判決主文：「被告人を懲役20年に処す。」⁴

被告人の無罪の主張を退け、有罪とし、検察官の求刑通りの量刑となった。

判決理由は、概略、以下のようなものだった。

県外に避難していた次女に逃げるように助言し、次女の連絡先を被告人に教えなかった被害者に、被告人は負の感情を持っていたと考えられる。被告人を恐れ警戒していた被害者が家族や警察に相談せず、ひとりで被告人に会いに行くとは考えられない。要求に応じなかった被害者の態度に腹を立てて、被告人が被害者を殺害したとしても不自然とは言えない。被告人から解放された後、家族に連絡したり助けを求めたりする間もなく、第三者に殺害されたという可能性は極めて低い。被告人が犯人であると強く推認される。被告人は不合理な弁解に終始し、反省や謝罪の態度が一切見られない。自己の行為を正当化する独特な思考に照らせば、再犯の可能性も低くない。

従って、20年の懲役という量刑にした。

この事案は、全面否認事件であって、被告人は自白しなかったので、殺害の直接証拠がなかった。検察官は、いわゆる状況証拠（間接証拠）を積み上げて、「犯人と強く推認できる」という手法で、有罪に導こうとした。殺害方法も起訴状

⁴ 判決全文についてはLEX/DBデータベース：文献番号25565410で読むことができる。

の中では「何らかの方法で」頸部を圧迫し、窒息させ、殺害したとなっていてはっきりしていない。被害者の首や着衣から検出された、被告人または被告人と被害者の混合とみられるDNA型も被告人の犯罪と決めるに足る証拠と言えるかどうか争いになった。

被害者が家から車で連れ出される際に、叫び声を聞いたという付近の住民の証言を傍聴したが、車が自分の脇を通りすぎるのを見て「拉致ではないかと思った」という証言は、あまりに検察官のストーリーに合わせたものではないかという感想を持った。「被告人以外に、被害者を殺害する動機や事情がある人物は存在しない」と言われれば、確かにそうだろうと思うが。いわば、限りなくクロに近い事件という印象なのだが、「疑わしきは被告人の有利に」の原則に照らせば、これで大丈夫なのかなとも思ってしまった。

判決は、「犯人と強く推認できる」という結論を採用し、有罪とした。こうした否認事件では、実態からすると、被告人の側から、無罪であることが強く主張できるアリバイとか客観的な証拠とかを提出できない限り、無罪を獲得するのが難しいのではないか。こうした「犯人の推認」は「疑わしきは被告人の有利に」の原則からしてどう考えたらいいのだろうか。

被告人が控訴したので、2020年6月25日、控訴審判決が出された。福岡高裁宮崎支部（芦高源裁判長）は、被告人を懲役20年とした第一審・鹿児島地裁判決（裁判員裁判）を支持して、被告人の控訴を棄却した。弁護人が、被告人が犯人であるという証拠がないと主張したのに対して、判決は「足跡や血液が検出されるかは捜査場所の状況などにも左右され、証拠がなくても不合理とは言えない」として「原判決の判断は正当で、事実誤認はない。」と結論した。

2020年11月18日、最高裁第二小法廷（草野耕一裁判長）は、被告人の上告を棄却する決定を行なった。判決が確定した。

■【判決143】 殺人未遂事件（男性・56歳）

男性（中華人民共和国国籍）は、スペクトラム障害と診断され、2018年7月

30日入院した。9月には退院したが、復職することができなかった。住宅ローンの支払いが迫り、支払いを避けるには自殺するしかないと考えようになった。自殺をするには、「娘の不倫の結果生まれた」と妄想していた自分の孫を殺すしかないと考えて、犯行当時6歳の孫を包丁で刺し、殺害しようとした。

男性は、2019年7月20日午後4時15分ごろ、当時6歳の孫（男児）の右胸や背中、腹などを多数回包丁で刺した。男児は一命を取り留めたが、全治1ヶ月の重傷を負った。近くの住民から「子どもを刺した人がいる」と警察に通報があり、警察官が駆けつけたところ、男性は住宅前の路上で首付近から出血していた。自殺を図ったとみられる。近くに包丁が落ちていた。男性は搬送先の病院で治療を受けていたが、8月20日の退院に合わせて、鹿児島県警出水警察署の警察官が逮捕した。

9月6日、鹿児島地検が刑事責任能力の有無や程度を調べる鑑定留置を始め、その期間は3日からおおむね3カ月間になる、と報道された。

12月6日、鹿児島地検は、約3カ月間鑑定留置ののち、殺人未遂罪で男性を起訴した。

6月15日（月曜） 第1回公判

鹿児島地裁刑事部合議部Aが裁判を担当。裁判長はこれまで通り岩田裁判官だったが、右陪席が富田環志裁判官、左陪席が焼尾圭太裁判官となった。

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は女性2人。

被告人が中国籍で、日本語をあまり理解できないようで、法廷通訳（女性）がついた。

新型コロナウイルス感染の影響で、裁判員裁判は前回の【判決142】以来、約3ヶ月ぶりに再開された。裁判官と裁判員が座る法壇には透明なアクリル板が設けられていた。裁判員は一人ずつ隔てて、裁判官3人は1つのエリアに入っていた。

起訴状の朗読：2019年7月20日午後4時15分ごろ、同居する男児（当時6歳）の背中や腹部などを包丁で多数回刺して殺害しようとした。

罪状認否：被告人は公訴内容を認めた。

検察官の冒頭陳述：自分の孫である男児は、義理の娘の不倫でできた子ども

だと邪推し、いなくなればいいと考え、包丁を準備して、自殺の道連れにしようとした。

弁護人の冒頭陳述：被告人は、犯行当時、精神障害による妄想に取り憑かれていた。被害者の両親も被告人が刑務所に入ることを望んでいない。

6月16日（火曜） 第2回公判

鑑定にあたった医師ほかの証人調べ。被告人の本人尋問も行われた。被告人はフェースシールドをつけて、証言した。

6月17日（水曜） 第3回公判

証拠調べ。

6月22日（月曜） 第4回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人は心神耗弱の状態だったとはいえ、自分で孫を殺害しようと思決定した。包丁を研ぐなど周到に準備しており、殺意は強固なものである。懲役5年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被害者に後遺症は残っておらず、両親も厳罰を求めている。執行猶予付き判決が相当である。

6月25日（木曜） 第5回公判（判決）

判決主文：被告人を懲役3年に処する。未決勾留日数中130日をその刑に算入する。ただし、裁判が確定してから後、5年の間、刑の執行を猶予する。⁵

執行猶予付き判決だった。

判決は、公訴事実を検察官の主張通りに認めたが、スペクトラム障害とした医師の鑑定に基づき、被告人は孫を自分の孫ではないという妄想に陥り、適応障害からうつ状態が悪化し、犯行時には、判断能力が著しく低下していた。したがって、被告人の責任能力について、判断能力がなかったとは言えないが、

⁵ 判決全文についてはLEX/DBデータベース：文献番号25566505で読むことができる。

心神耗弱の状態にあった、とした。

量刑について、被告人は包丁を事前に研ぐなど準備し、強固な殺意を持って、腹部・背部を包丁で刺した犯行は孫の生命に対する危険性が高いものだった。しかし、幸いにも孫の後遺症は残らなくて、重いものとはならなかった。前科もなく、被告人の子である孫の両親も厳罰を望んでいない。心神耗弱の状態での殺人未遂行為の中では重い事例とは言えないので、懲役3年の刑とし、その執行を猶予する。医療監察法の適用が考えられるので、犯罪を繰り返させないようにしてほしい。

裁判官と裁判員からのメッセージ

家族はあなたのことを理解している。重い処罰も望んでいません。被害を受けたお孫さんと一緒に生きていこうとしています。お子さんたちと話し合っ、家族に向き合っ、治療を続け、病気と向かい合っ、ください。犯した罪を深く反省して、こうした罪を二度と起こさないように、心に誓っ、ください。

■【判決144】 邸宅侵入・現住建造物等放火・住居侵入・窃盗事件（男性・30歳）

2018年7月17日午前0時25分ごろ、奄美大島龍郷町の集落で、空き家や住家など2棟、物置やビニールハウスなど5棟を焼いた火災が発生した。

翌7月18日未明にも、同じ集落で、空き家や住家など11棟と車1台を焼損する火事が発生した。現場一帯は住宅同士の間隔や道路が狭いため、火はあっという間に燃え広がった。大島地区消防組合消防本部と龍郷消防分署、龍郷消防団から消防車10台、消防職員と団員56人が出動し、消火活動に当たった。火は約3時間後に消し止められた。

空き家から出火したという目撃情報があり、奄美警察署は不審火の可能性も視野に捜査にあたった。しかし、発生から1年以上経過しても有力な手がかりが得られなかった。

2019年10月、同じ集落に住む30代の男性が同町内の住居に侵入しテレビなどの電化製品などを盗んだとして、親族に連れ添われて自首した。男性は住居侵

入および窃盗の疑いで逮捕され、勾留された。後日、3件の窃盗罪、住居侵入罪の容疑（③事件～⑤事件）で起訴された。

11月25日、その取り調べのなかで、男性は龍郷町の放火事件について犯行を自白した。奄美警察署は、目撃者の供述や鑑定などの結果から疑いが強まったとして現住建造物等放火などの容疑で逮捕した。30代の男性被疑者は、龍郷消防団員に入団して「出勤手当が欲しかったので放火した」と供述したと報道された。大島地区消防組合龍郷消防分署によると、被告人は龍郷町消防団に約10年前から所属していた。被告人は、7月19日の火災では自ら119番に緊急通報した後、消火活動に参加していた。出勤手当は5千円が支払われたという。

12月13日、鹿児島地検は7月19日の火災について被告人を現住建造物等放火の罪などでも追起訴した（②事件）。

2020年1月15日、鹿児島県警は、7月17日の火災についても、被疑者を現住建造物等放火などの疑いで再逮捕した。容疑を認めていると報じられた。鹿児島地検は2月5日、この火災について現住建造物等放火などの罪で追起訴した（①事件）。

7月7日（火曜） 第1回公判

鹿児島地裁刑事部合議部Bが裁判を担当。裁判長は岩田裁判官、右陪席が恒光裁判官、左陪席が焼尾裁判官である。

裁判員は男性1人、女性5人。補充裁判員は女性1人。

検察官の起訴状朗読に対して、意見を聞かれた被告人は、放火したのは事実だが、他の家に燃え広がるとは思わなかったとして、公訴内容の一部を否認した。

検察官の冒頭陳述：火をつけた古い空き家の周囲には、人の住んでいる家が密集していた。被告人は延焼の可能性を認識していた。

弁護人の冒頭陳述：人の住んでいる他の家に燃え移る前に、消火されると考えていた。したがって、現住建造物等の放火の意思はなかった。被告人は、窃盗事件に関して自首し、その取り調べの過程で、2件の放火事件について自供しており、これは自首に当たる。

この裁判員裁判の争点としては、被告人には延焼する可能性を認識していた

かどうかという点、さらに、放火事件についての自供が自首に当たるかどうかという点である。

7月8日（水曜） 第2回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

7月9日（水曜） 第3回公判

被告人質問が行われた。

7月10日（月曜） 第4回公判（求刑）

検察官の論告求刑：現場は古い建物が建ち並ぶ住宅街で、放った火が激しく燃え広がることは容易に想像がつく。消防団員としての出動手当を得るためなどの犯行の動機は身勝手極まりなく、酌量の余地はない。被告人に懲役14年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被告人は空き家に放火して、消火活動に活動に参加して、出動手当を得ようとしたのであって、人が住んでいる家に燃え移るとは考えていなかった。空き家から人の住んでいる家まで広く空いており、ブロック塀や空き地もあり、燃えうつるには20～30分かかり、延焼はしないで、その間に消火できると思っていた。

被告人は、10月9日に出頭して、④事件について自供した。10月12日、窃盗について取り調べを受けているときに「2回、火をつけた」と供述した。警察は、被告人がこの放火事件については迷宮入りしたと考えていて、被告人が犯人であるとは到底思っていなかった。供述は自発的な言葉、自首と言えるのではないか。懲役14年の求刑は重すぎる。被告人には人を傷つけようという気持ちはなかった。自首についての考慮がなされていない。被告人の更生を考え、被告人が投げやりにならないように納得できる判決をお願いしたい。

最後に被告人が発言した。

この裁判で初めて被害者の気持ちを知った。やらなければよかったとすごく後悔している。何年でもいいので、刑務所に行って、罪を償います。集落の人には怖い思いをさせて、本当に申し訳ない。

7月17日（木曜） 第5回公判（判決）

判決：被告人を懲役12年に処する。未決勾留日数中120日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。⁶

2件の現住建造物等放火事件（①事件と②事件）、3件の窃盗事件（③事件～⑤事件）について公訴事実を、起訴状どおりに認定した。

第1の争点は、被告人が放火の延焼の可能性を認識していたかどうか。

2件の放火について、いずれも、火をつけた空き家と人が住んでいる古い家がそれほど離れていないことを、ここで生活していた被告人はよく知っていた。通報が遅れることや速やかに消火活動ができないことも知っていた。弁護士は、延焼するまで約20分あり、消火されると考えていたと主張するが、当時の消防団の状況からして消火活動が早急になされるとはいいがたく、間に合わない可能性が高かった。延焼まで20分の時間があつたことは延焼の危険性を認識していなかったとする主張の合理的根拠とはならない。

第2の争点は、被告人の自首が成立するかどうか。

3件の窃盗については、チェーンソーを盗んだ③事件、2万1000円相当のテレビを盗んだ④事件、5000円相当のテレビを盗んだ⑤事件で被告人は起訴されているが、そのうち、④事件については、家族に付き添われて警察に出頭した後、自供しているので、自首が成立する。③事件については、警察官は既に被告人が窃盗のち売却していたことを把握していて、問いただした結果、自白したので、自首が成立するとは言えない。⑤事件については、被告人が自分から話した犯行は警察の認識と違っており、警察にまだ発覚していなかったので、自首が成立する。

2件の放火事件については、警察は、この自白の時点で、被告人については、被告人が第1通報者であることなどの情報を把握していたに過ぎず、取り調べに当たった警察官が①事件、②事件について追及したのではなく「他に悪いことしてないの」と質問したところ、被告人が自白したものなので、自首が成立する。

⁶ 判決はLEX/DBデータベース：文献番号25566762で読むことができる。

しかし、放火という犯行の危険性、損害の程度、結果の重大性からして、この種の事案では重い事案であり、自首の成立も刑期を大きく減ずることはできない。

裁判官と裁判員からのメッセージが伝えられた。

あなたは消火活動に参加して、お金を得たいという目先の欲に飛びついてしまいました。集落に大きな被害を与え、お母さんも集落にとどまることができなくなりました。自分の行動について深く考えて、犯行を思いとどまることができなかったのは残念でした。長い刑務所生活になると思いますが、自分の問題点をしっかり見つめて、先のことを考え、思いとどまれる人になって欲しいと思います。そして、更生した姿をお母さんに見せて欲しい。

■【判決145】 傷害致死事件（男性・57歳）

2019年8月13日午後10時半ごろ、南さつま市で、「母親が喉が詰まって呼吸をしていない」との119番緊急通報が同居する息子からあった。当時82歳の母親は、市内の病院に搬送されたが、医師により死亡が確認された。しかし、顔面などに傷のようなあざがあったことから、病院が、14日朝、警察に通報した。

鹿児島県警南さつま署が同居する息子から事情を聞いたところ、息子は、母親に対して暴行を加えたことを認めたため、8月15日、息子を傷害罪の容疑で逮捕した。南さつま署は、遺体を司法解剖し、外傷性ショックが死因であると考えられるとして、傷害致死罪の容疑も視野に捜査を進めることになった。

鹿児島地検は、2019年9月4日に傷害致死の容疑で息子を起訴した。

7月27日（月曜） 第1回公判

鹿児島地裁刑事部合議部Bが裁判を担当。裁判長は岩田裁判官、右陪席が恒光裁判官、左陪席が焼尾裁判官である。

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男性、女性それぞれ1人。

検察官が起訴状を朗読。起訴状によると、8月11日午後9時から10時ごろ、

南さつま市の自宅で、同居する母親（当時82歳）の顔面などを手で数十回殴り、背部を足で蹴るなどの暴行を加えた。その結果、母親は13日夜、全身打撲による外傷性ショックで死亡した。

起訴状に対して意見を求められた被告人は、怪我をさせたのは事実だが、死因は窒息だと聞いており、致死罪については納得できない、と述べた。公訴事実を一部否認した。

検察官の冒頭陳述：母親が思うように動かず、苛立ちを募らせて、犯行に及んだ。

弁護人の冒頭陳述：父親が食べさせようとした麻婆豆腐が口の中に多く残っており、誤嚥による窒息でなくなった。

7月28日（火曜） 第2回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

被害者の死因をめぐって、被害者の搬送先の県立病院の医師が窒息による死亡を、死体解剖を行った大学の法医学研究室の医師が外傷性ショックによる死亡を、それぞれ死因と主張して、争点になった。2人の医師が証人として法廷に立ち、それぞれ見解をのべた。1人の医師が証言台に立った後、もう1人の医師が証言し、さらに、述べた証言に対する“再質問”にそれぞれ答えるという一見“対決”型の証人尋問となった。

暴行の程度についても、被告人側証人（県立病院医師）が、被害者の眼窩のはれは相当の力がかからないとできないはずで、被告人の平手による張り手ではそれだけの被害が出るとは考えにくいと証言したのに対して、検察官側証人（大学法医学医師）が、平手打ちでも血腫はできるし、激しく揺さぶられるとできることもあると証言した。また検察官側証人が被害者の腰椎の骨折も相当の力で圧迫されないと折れにくいので、背部から相当の力が外から加えられたと思われると証言したのに対して、被告人側証人は骨粗しょう症などがあれば折れやすいこともあると証言した。

7月29日（水曜） 第3回公判

証拠調べ、証人尋問が行われた。

7月30日（木曜） 第4回公判（求刑）

審理に時間がかかったせいか、求刑公判は29日の予定だったが、30日になった。

検察官の論告求刑：無抵抗な母親に執拗に暴行を加え、死亡させた。犯行後も2日間、実質放置していた。懲役8年を求刑する。

弁護人の最終陳述：暴力は許されないが、暴行が原因で死亡したとするには疑いが残る。傷害罪のみが適用されるべきで、執行猶予付き判決が望ましい。

7月31日（月曜） 第5回公判（判決）

判決：「被告人を懲役5年6か月に処する。未決勾留日数中200日をもその刑に算入する。」⁷

判決は、公訴事実を起訴状どおりに認定した。窒息による死亡という被告人側の主張は退けられた。

第1の争点である、被告人の暴行と被害者の死亡の因果関係について、検察官側証人（大学法医学医師）の証言によれば、死因は、被害者が死亡した1～2日前に加えられた全身打撲によるくも膜下出血にある。被告人は被害者を手加減しないで数回足で蹴り、数回平手で叩いた。被害者の脊椎が折れるような強い力は、父親が加えたとは到底考えられず、被告人の暴行以外に考えられない。

第2の争点である、死因が外傷性ショック死だったかどうかについて、検察官側証人（大学法医学医師）の証言は信用できるもので、しっかりした所見を示しており不合理な点はない。被告人側証人（県立病院医師）の窒息による死去という証言については、被害者の口の中に残渣物があったとしても、それが死因であるとは考えられない。

被告人は、父親から被害者の排泄物を洗うように頼まれ、うまくいかなかったことから、腹を立てて被害者を殴る、蹴るなどの犯行に及んだ。暴行は1時間に及ぶ悪質・身勝手な犯行であり、被害者は重傷を負い、長時間にわたって

⁷ 判決についてはLEX/DBデータベース：文献番号25566763で読むことができる。

放置された。介護の際の犯行としては重い部類に当たる。しかし、姉が寛大な処分を望んでいること、被告人に前科がないことなど、被告人に有利な事情もあるので、判決の量刑とした。

裁判官と裁判員からのメッセージが伝えられた。

判決があなたの主張を認めなかったので、あなたは判決に耳を傾ける気にはならないかもしれません。あなたが母親の介護をしていたことは大変だったと思いますが、お姉さんの申し出にしたがって、介護をお願いしていたら、今回のようにはならなかったのではないかと思います。

お父さんも他界してしまった今、あなたは自分一人で自立していかなくてはなりません。今後、人間関係に苦勞するかもしれませんが、やけになることなく、しっかり人生を送ってほしいと思います。

被告人は、地裁判決を不服として控訴した。弁護人は、控訴趣意書で「被害者の死因は、外傷性ショック死ではなくて、誤嚥による窒息死である」として事実について判決には誤認があるとし、「被告人の暴行と被害者の死亡との間に因果関係はなく、傷害罪が成立するにとどまる。」とした。

2021年2月4日、高裁宮崎支部（渡邊英敬裁判長）で控訴審第1回公判が行われた。検察官は控訴棄却を求めた。裁判所は、弁護人が新証拠として提出した死亡時画像診断に関する意見書を採用せず、専門家の証人尋問も却下し、即日結審した。

2021年3月9日、宮崎支部は控訴を棄却する判決を出した。判決理由では、死体解剖を行った大学法医学研究室の医師の、外傷性ショックによる死亡だとする第一審での鑑定証言を根拠に、それ以外の死因を疑わせる事情は認められないとして、事実誤認とする弁護人の主張には理由がないと結論づけた。

■【判決146】 殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（男性・36歳）

男性は、美容師として上京していたが、統合失調症を発症し、2005年に鹿児島

島県内に戻った。その頃から幻聴や妄想に取りつかれ、入退院を繰り返すようになった。男性は父親と生活していたが、その関係がうまくいかず、「父親から嫌がらせを受けている」と感じていた。そこで2011年頃から、町内の祖父の家で暮らすようになった。2015年に祖父が施設に入ったことから一人暮らしをするようになった。2017年には障害者施設から支援を受け、農業法人に一時勤務していたが、退職した。犯行当時は障害年金で生活していた。

2019年6月22日、父親の名義だが、男性が日常使用していた軽トラックを父親が男性に無断で使用したため、男性は父親にガソリン代を請求し、父親は2000円を払った。すると、午後9時半ころ父親から「さっきのお金は何だったのか。少し走っただけなので、ガソリンが減るわけではない。以前に使った軽トラックの修理代5万円を払え」と電話があった。激怒した男性は「もういい。殺しに行く」と言い返し、父親の家に向かった。

そして、自宅から持参した刃渡り約16センチの包丁を父親に突き出し、逃げようとする父親のシャツを左手でつかみ、右手に持った包丁で右わき腹部を刺した。父親は知人の家に逃げ込み、知人が110番通報し、連絡を受けた救急車で病院に搬送された。父親は全治69日の加療を要し、約8ヶ月の後、下腹部の手術を受けることになった。

鹿児島県警阿久根署捜査員が、現場近くにいた男性を発見、警察署で事情を聞いたところ、容疑を認めたため、男性を逮捕した。

逮捕された後、鹿児島地検は男性を鑑定留置する決定を行なった。

11月8日、約4ヶ月の鑑定留置ののち、鹿児島地検は「刑事責任を問える」として、男性を殺人未遂、銃刀法違反の容疑で起訴した。

8月3日（月曜） 第1回公判

鹿児島地裁刑事部合議部Aが裁判を担当。裁判長は岩田裁判官、右陪席が富田裁判官、左陪席が焼尾裁判官である。

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は女性2人。

検察官が起訴状を朗読。起訴状に対して意見を求められた被告人は「間違いありません」と公訴事実を認めた。印象としては、ややたどたどしい。

検察官の冒頭陳述：証拠によって証明しようとする事実について説明する。

被告人が犯行当時心神耗弱にあったことは認めるので、争点は、被告人に科する量刑の程度にある。被告人の犯行は、危険な犯行態様であり、その結果が重大なものであり、犯行の動機も単純なものだった。

弁護人の冒頭陳述：被告人はこれまでに8回の入院を経験し、通院治療を続け、障害年金のみで生活していた。病気に起因する妄想から、父親から嫌がらせを受けていると感じており、母親・弟が家を出てしまった後は、父親に殺されると思っていた。家族も刑の執行猶予を望んでいる。

8月4日（火曜） 第2回公判

被告人質問。医師に対する証人尋問。

8月5日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人の犯行は、被害者を死亡させる危険性が非常に高い犯行だった。ささいな口論をきっかけに殺害を決意した。その犯行の動機は、安易かつ短絡的なものであった。懲役5年を求刑する。

弁護人の最終陳述：犯行は、幼少期からの父親との不和・確執に起因する統合失調症によるものであり心神耗弱の状態にあったことに争いはない。懲役2年6ヶ月、執行猶予3年の判決が相当である。

8月7日（金曜） 第4回公判（判決）

判決：「被告人を懲役3年に処する。未決勾留日数中180日をその刑に算入する。ただし、裁判が確定してから後、5年の間、刑の執行を猶予する。凶器に使用された鹿児島地検保管の包丁は没収する。」

執行猶予つき判決だった。検察官も、被告人が心神耗弱状態にあったことを認めており、量刑の多寡が争点であり、起訴が懲役5年だったことから、執行猶予付きが予想されていたが、判決も、被告人が心神耗弱の状態にあり、被害妄想のもたらした影響は大きく、被告人の判断能力は著しく低下していたことを認定した。その上で、判決は次のように述べた。

被害者の背後から右脇腹を包丁で刺し、人工肛門設置手術を必要とする怪我を負わせるなど犯行の危険性は高いものであり、犯行の動機も車の修理代を請

求されたのにカッとなった軽率な行為であったが、それは統合失調症がもたらしたものだ。前科もなく、姉も厳しい処罰を求めている。そこで、執行猶予つきの量刑とする。

裁判官と裁判員からのメッセージが伝えられた。

あなたの犯行は、十分に反省しなくてはいけない犯行でしたが、病気がその原因となっていました。病気の治療を最優先に考えて、医師の指導をいただいて、治療にしっかり取り組む必要があると思います。お姉さんの他に、相談できる人を見つけてください。そして、そうした相談をして、自立できるようになって欲しい。執行猶予期間中を無事過ごすことも重要です。あなたは、まだ若いので、新たな目標を持って、人生に取り組んで欲しい。

■【判決147】 殺人事件（男性・77歳）

2020年1月24日午後7時ごろ、「親子げんかをしている」と鹿児島市内で近くの住民から110番緊急通報があった。警察官が駆けつけると、男性(当時53歳)が血を流して倒れていた。現場に刃物のようなものを持った別の男性がいて、「自分がやった」と言っていたので、県警は、殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。

被害者は搬送先の病院でもまもなく死亡した。「刺したことは間違いない」と容疑を認めた男性は、被害者の父親で、妻と被害者の息子との3人暮らしだった。

県警は殺人容疑も視野に調べを進めた。鹿児島地検は2月14日、殺人罪で起訴した。地検は、被告人の犯行認否を明らかにしなかった。

9月14日（月曜）第1回公判

午前10時に開廷。鹿児島地裁刑事部合議部Aが裁判を担当。

裁判員は男性2人、女性4人。補充裁判員は女性2人。

検察官が起訴状を朗読。

起訴状に対して被告人は「殺すつもりはなかった」と殺意を否定した。意見

を求められた弁護人は、被害者からの暴行がきっかけだったとして、被告人の過剰防衛を主張した。

検察官の冒頭陳述：切り傷などが49箇所にあった。被告人は外にいた被害者を追いかけて、持っていた脇差し（刃渡り約45センチ）で路上で何度も切りつけた。被告人には殺意があった。被害者である息子は凶器を持っておらず、被告人が加害される切迫性はなかったので過剰防衛は成立しない。

弁護人の冒頭陳述：被告人は、犯行の直前に被害者から危害を加えられそうになったので、このままでは殺されると思い、身を守るため持参していた脇差しをとっさに振って、被害者を傷つけた。突発的犯行であった。犯行の事実は否定しないが、殺意はなく、急迫不正の侵害に対する過剰防衛だった。

争点は、①被告人の殺意が認められるか、②被告人の犯行は過剰防衛に当たるか、という点にある。

9月15日（火曜）第2回公判

証人尋問が行われた。同居していた被害者の母親、被告人の妻に対する証人尋問が行われた。

その後、検察官・弁護人双方から被告人に対する本人尋問がおこなわれた。被告人は、家の中での被害者の日常、暴言ぶりなどを証言した。

〇〇（証言では被害者である息子の名前を呼んだ）はうつ病になり、自宅で生活していたが、何度か精神病院に入退院をくりかえしたこともあった。母親である妻に暴力を加えたこともあった。自分も殴られたこともあり、負傷したこともある。注意すると、暴言・暴力を受けた。〇〇から日記をつけるように言われ、その日記を見て、〇〇が「添削」（被告人が使った言葉）していた。なんでやるのか最初は嫌だったが、書きたくないと言えば、また暴れる。これも一つの「訓練」かなと思って、従っていた。

犯行当日の1月24日朝、息子は母親を連れて病院に行き、午前10時には帰宅したが、急に「緊急会議をする」と言い出し、母親が病院で「無理矢理、病院に連れてこられた」と他の人に話していたとして「これからはそんなことを他の人に話さないように」と、私を攻めるような形で何度も繰り返し、そのあともぶつぶつ何か話し、声が荒くなり、過去の話をぶり返して異様な調子で話

問した。

午後6時ごろ、母親の態度に激怒したらしく、家の窓ガラスを左のひじで割った。そして、家の中でタバコを吸い、フローリングにそのまま吸殻を落としていた。足で吸殻の火を踏み消していた。母親は怯えて、震えていた。そして「くそばばあ、俺は自分を産んでくれとは頼んだ覚えはない」「目玉をくり抜くぞ」「火をつけてやる」などといい、妻の椅子を蹴ったので、妻が腰掛から落ちて、腰を落とした。自分は〇〇に近づき、「そんなことをいうな」と言ったら、これまでに見たことのないすごい形相をして、足蹴りをくわえてきた。自分は、洋服ダンスのある部屋に行き、そこに入れてあった脇差しを持ち出した。この脇差しは、20年ほど前に刀剣に関心を持って購入し、やりと一緒にダンスに入れてあった。見たら、〇〇は、玄関から外に出て、タバコを吸っていた。自分は〇〇の正面に立って、説得しようとしたら、右足で蹴ってきた。手で押してきたので、よろけて止めてあった車にもたれて、尻餅をつきそうになった。自分は蹴り殺されると思った。起き上がって、持っていた脇差しを右上から左下に、さらに左上から右下へ×印を書くような感じで肩のあたりで振り回した。〇〇は逃げたので、追いかけた。〇〇は路上に倒れて動かなくなった。自分は「わかったか」と言った。〇〇の血は見えていない。脇差しが当たったかどうかもわからなかった。〇〇は口を開けていて、お腹が動いていたので、生きていたかと思っていた。倒れた横に腰を下ろした。突き刺した記憶はない。警察への通報は誰かがやってくれた。

9月16日（水曜）第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：刃渡り45センチの脇差しで被害者をめった刺しにして、多数の深い傷を負わせており、強固な殺意があった。事件当日も被害者との間に口論があったが、警察に通報するなどの回避行動もとらず、被害者に威嚇的な行動を取ることもしないまま犯行に及んだ。被害者が急迫な攻撃を加えてきたわけでもないので、弁護人が主張する過剰防衛には当たらない。被告人に懲役12年を求刑する。

弁護士の最終弁論：被告人はこれまで被害者から暴言暴行を受け、犯行直前も玄関先で蹴られるなどして、恐怖によって異常な精神状態に追い込まれてい

た。威嚇のために持っていた脇差しを奪われまいと夢中で脇差しを振り回しており、危険な行為であると認識できていなかった。被告人に殺意はなかった。自分の身を守ろうと過剰な行動に出てしまった。執行猶予付き判決が相当である。

9月17日（金曜）第4回公判（判決）

判決：「被告人を懲役6年に処する。未決勾留日数中130日をその刑に算入する。鹿児島地方検察庁で保管中の脇差し1本を没収する。訴訟費用は被告人の負担とする。」⁸

判決は、殺意を認めた。被告人は、脇差しで被害者を切りつけ、みぞおちあたりを突き刺し、被害者を追いかけて切りつけたうえ、倒れても切りつけることをやめなかった。そして40箇所以上に傷を負わせた。この対応からして、殺意があったと認められる。

被害者に立ち向かおうと知れば、被害者のこれまでの暴力や暴言からすれば、当然に何らかの攻撃が予想されたにも関わらず、警察等に知らせることもなかった。そして、被害者が予想通り蹴り上げるなどしてしてきたため、脇差しで斬りつけた。この行為は、刑法36条にいう侵害の急迫性は認められない。したがって、過剰防衛には当たらない。

被告人の犯行は、生命に対する危険性が高く、40箇所以上の切創を負わせ、死にいたらしめるなど犯行態様は悪質である。一方、息子を支えつづけてきたが、苦労を重ね、息子から長い間暴言や暴力を受けてストレスを溜めていた。暴行を受けて、突発的な殺意を持つにいたった。そうしたことを考慮すれば、同情すべき事情はある。よって、懲役6年の量刑とした。

裁判官と裁判員からのメッセージが伝えられた。

あなたと奥さんが息子さんのことで、いろいろ苦労してきたこと、あなたが今回の犯行について後悔していること、奥さんとなくなった息子さんの二人の

⁸ 判決全文についてはLEX/DBデータベース：文献番号25567075で読むことができる。

将来のことに心を痛めていたことがよく理解できました。しかし、息子さんに脇差しを持って立向えば、悲惨な結果になることはわかっていたはずです。人の命を奪った犯行は許されるものではありません。今後、刑に服することになります。絶望することなく、健康に留意して、刑務所での刑期を終えてください。そして、戻って来たら、奥さんと平穏な暮らしができるように望んでいます。

■【判決148】 傷害致死、道路交通法違反事件（女性・40歳）

2020年3月13日夜、県内枕崎市で、女性は友人と飲酒し帰宅した。翌14日午前3時ごろ、交際中の男性（当時33歳）は、約束していた会食に女性が来なかった。女性の自宅を尋ねた。玄関で「ジョイフルに来るんじゃないのか」「行かない」「出てきて話をしてほしい」「帰って」などと言い争いになった後、女性は、家の前に停めてあった軽自動車に乗り込み、車を走らせようとした。男性は、車の前に立ちふさがったが、車が前に出たため、車と接触して、ボンネットに体が乗った。男性がワイパーにしがみついたまま、女性の運転する車は、時速45キロほどのスピードで555メートルほど進み、左に曲がる角で男性が振り落とされ、道路脇の支柱に激突して止まった。男性が頭や胸などから血を流してうつ伏せに倒れているのを通行人が見つけ、連絡で救急車によって枕崎市内の病院、さらに鹿児島市内の病院に搬送されたが、死亡が確認された。現場には、車のワイパーやタイヤの部品が落ちていた。

3月14日深夜、鹿児島県警枕崎署は、事件後に現場に戻った女性が犯行を認めため、殺人の疑いで逮捕した。「容疑者は『振り落としたのは間違いない』と供述している。」と報じられた（3月15日南日本新聞）。

3月15日、遺体を司法解剖し、死因を調べた結果、頭部や背中への打撲による外傷性ショックによるとして、枕崎署は容疑者女性を鹿児島地検に送検した。

4月3日、鹿児島地検は、女性を傷害致死及び道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で起訴した。地検は、事件の状況などから殺意の立証は困難と判断して、起訴罰条を傷害致死及び道路交通法違反（酒気帯び運転）とした。

10月6日（火曜） 第1回公判（開廷）

午前10時に開廷。鹿児島地裁刑事部合議部Bが裁判を担当。

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男性2人。

検察官が起訴状を朗読。

起訴状に対して被告人は「間違いない」と認め、弁護人も「公訴事実については争わない」と述べた。

検察官の冒頭陳述：争点は量刑にある。今後の立証として、傷害致死罪については、犯行時の運転の態様、被害者に落ち度はなかったこと、被害者家族の被害感情について明らかにし、道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪については、飲酒運転に至った経緯を明らかにする。被告人は、飲酒したにもかかわらず、「運転はするな、酒を飲んでいるから」と、飲酒運転させないために立ちふさがった男性に構わず、車を発進させ、車にしがみついた男性を振り落として死なせた。

弁護人の冒頭陳述：被告人にはうつ病やパニック障害などの精神疾患があり、けんかや言い争い・トラブルになると、自分をコントロールできなくなる性向があった。被害者男性との交際関係は良好とは言えず、「別れよう」と切り出すと、家にたびたびやって来て「俺を殺してから別れろ」などと、別れることを認めてくれなかった。「家には来ないでほしい」と言っていた。にもかかわらず、事件当日、午前2時半ころ、外で食事をして、帰宅したら、友人と一緒に家にやってきた。口論になったので、その場を逃れようと車に乗り込んだ。被害者が車の前に立ちふさがったので、いったん停止させた。被害者はボンネットの上に乗ってきて、フロントガラスを叩いたりした。交差点にきて、左側に曲がろうとハンドルを切った。被害者が車から落ちたが、振り落とそうとしてやったわけではない。

午後、被害者と一緒に被告人の自宅に行った男性の証人尋問が行われた。

10月7日（水曜） 第2回公判

被告人に対する本人尋問が行われた。

10月8日（木曜）第3回公判（求刑）

被害者参加制度により、被害者の母親が、心情を意見陳述した。傍聴席からは遮蔽がなされた。「被告人からは謝罪もなく、許せない。少しでも長く罪を償ってほしい。」

検察官の論告求刑：事実関係に争いはなく、争点は量刑の程度にある。量刑に当たって考慮すべき事情として、① 犯行態様が悪質だったこと、②被害者の死亡という被害結果が重大だったこと。③謝罪をしない被告人の態度に遺族の処罰感情が著しいこと、があげられる。①について、酒気を帯びて運転し、被害者をボンネットに乗せたまま、時速45キロで走行した被告人の犯行は危険で悪質。弁護人は被告人がうつ病などパニック障害などの精神疾患があることを知っていたのに夜遅く自宅に来るなど被告人を追い詰めたと主張するが、犯行当夜、被害者と一緒に被告人の家に来た友人の「被害者は優しく被告人に話しかけた」などの証言は信用でき、真摯なものであり、嘘をつく理由がない。一方、被害者が興奮して勝手にドアを開けて家に入ろうとしてきた、自分はパニック状態で何もわからない状態だったなどとする被告人の証言は信用できない。深夜に被告人の家に行ったのは恋人を思う感情からで、車を止めようと立ち塞がったのも被害者の優しさの現れで、被害者に落ち度がなかった。被告人が怒られたくないからとして運転を継続したのは安易で身勝手、酒気帯び運転には弁解の余地はない。傷害致死罪と道路交通法違反（酒気帯び運転）の併合罪となり、懲役6年に処するのが相当である。

被害者参加人弁護人の論告：被害者は33歳で死去した。その結果は重大である。被害者への恐怖心と説明するが、なぜ酒気帯びで車を走らせたか？ 被告人は不合理な弁解に終始し、謝罪・反省がない。人命を奪ったことは絶対に許すことはできない。できるだけ長い刑を求める。

弁護人の最終論告：夜中に家まで押しかけた被害者の行動が犯行につながった面がある。被告人はうつ病・不安障害など精神疾患をわずらい、何かあるとその場から逃げ出すことが多く、自分自身をコントロールすることができなかった。そのことは被害者もわかっていたはずである。被害者は、被告人が浮気しているのではないかと疑っていて、被告人は別れたいと思っていた。別れを切り出すと「俺を殺してから別れろ」などと夜中に自宅に来たこともあり、

怖い印象を持っていた。被害者は別れることを認めてくれず、恐怖を感じ、精神的に追い詰められていた。犯行当日、被害者は興奮した様子で家の鍵を開けようとした。その場から逃げ出したいと思い、車に乗ったら、車のフロントガラス窓を叩いたりしたので車を出そうとした。被害者とその友人が来ていることに恐怖感を感じて、突発的に車を走らせたもので犯意は弱い。立ちふさがった被害者と車がぶつかったのはクリーブ現象のせいで、被告人はいったんブレーキを踏んだ。被害者がボンネットに乗って来たので、被害者を乗せたまま、車を走らせた。交差点に来たので、左に曲がろうとハンドルを切っただけで、振り落とそうという意図はなかった。執行猶予付きの懲役3年の刑が相当である。

最後に、被告人が証言台に立ち、「申し訳ない。社会復帰したら、二度とこういうことはしないようにしたい」と述べた。

10月9日（金曜）第4回公判（判決）

判決：「被告人を懲役5年に処する。未決勾留日数中120日をその刑に算入する。」

判決言渡しには補充裁判員も参加していた。

判決は公訴事実通り、罪となるべき事実を認定し、相当法条を適用した。量刑について、被害者を死亡させた結果は重大であり、被害者の両親が厳しい処罰感情を述べるのも十分に理解できる。確かに被害者が被告人の浮気を疑い、深夜訪れるなどその行動には行き過ぎただとしても、酒気帯び状態にあったのだから車を発進させる必要はなかった。被害者が車の前に立ちふさがりボンネットに乗ってしがみつくなどの行動が遠因だとしてもそれを大きく酌むことはできない。被害者を車から振り落とそうとする積極的な意図はなかったとしても、同種的事案で軽い部類とは言えず、実刑は免れない。

裁判官と裁判員からのメッセージ

あなたの行為によって尊い人命が奪われてしまいました。被害者の遺族には多くの悲しみを与え、あなたのお子さんや家族にも多大な迷惑をかけることになりました。その悲しみは、服役することによって癒されるわけではありませ

ん。一生をかけて罪を償ってください。服役の後は、お酒を控え、男性とのトラブルを起こさないよう、お子さんたちをしっかりと見守り、身を謹んで生活してください。

被告人は公訴事実を否認しなかったので、量刑が争点とされた事件だったが、検察官と弁護人とのやりとりを聞いていると、犯行にいたる経緯の認識で大きな相違があった。弁護人は、被告人がうつ病・パニック障害に罹患していて、自分をコントロールできないことがあり、被害者がそれを知っていたにもかかわらず、別れたいと感じていた被告人にストーカーのように付きまとったことが犯行の遠因であるとした。しかし、判決では、この病歴について全く触れていない。裁判の途中で、裁判長が、2回ほど、弁護人に、被告人の病歴を理由に心身耗弱を主張するのかと尋ねたが、弁護人は主張しないと答えていた。弁護人が被告人の病歴等や被害者がストーカーだったのかどうかをもっと積極的に立証していたら、違った展開になったかもしれないと感じた。むろん、被告人・弁護人の、そうしなかった事情があるのだろう。

■【判決149】 殺人，死体遺棄事件（男性・38歳）

2018年4月6日午後2時20分ごろ、鹿児島県日置市で、「妻と連絡が取れなくなった」として、男性（犯行当時38歳）の伯父（男性の父親の兄）が、その男性と同じアパートに住む知人（当時47歳）に安否確認を依頼し、知人は男性の祖母宅に向かった。

午後2時49分ごろ、男性の伯父は、鹿児島県警日置警察署にも「妻と連絡が取れなくなった」と通報。警察は、3時29分ごろ、男性の祖母宅に到着。その住宅内で伯母（伯父の妻＝当時69歳）、その実姉（当時72歳）と知人が倒れているのを、警察官が見つけた。女性2人はその場で死亡が確認され、知人は搬送先の病院で死亡が確認された。

午後6時55分ごろ、県警捜査員が、祖母の自宅から1.5キロ離れた道路上で、男性を発見し、鹿児島西警察署に任意同行した。

4月7日、鹿児島西警察署は、伯父に依頼されて祖母宅に向かった知人を殺害した容疑で、男性を逮捕した（1回目の逮捕）。

4月8日、男性が、男性の祖母（当時89歳）と父親（当時68歳）を殺害し、近くの山中に埋めたことを供述したため、捜索したところ、近くの山中の空き地で性別不明の2遺体を発見した。のちに、男性の祖母と父親と判明した。

4月28日、鹿児島県警捜査本部は、3月31日に祖母と父親を殺害し、死体を遺棄した容疑で男性を再逮捕した（2回目の逮捕）。

5月19日、伯母（当時69歳）とその姉（当時72歳）の2人の首を絞め、頸部圧迫によって窒息死させた容疑で、男性を逮捕した（3回目の逮捕）。

5月20日、鹿児島県警は、伯母とその姉を殺害した容疑で男性を鹿児島地検に送検した。

6月1日、鹿児島地検は、3ヶ月の予定で男性の鑑定留置を開始した。弁護人によると、容疑者は精神科のある県内の病院で心理テストなどを受けた。鹿児島地検は、鑑定留置を延長する方針を8月28日までに固め（8月29日南日本新聞）、延長した。さらに、鑑定留置を再延長した（11月29日南日本新聞）。

2019年1月16日、容疑者である男性の精神鑑定を終え、鑑定留置が終了したと鹿児島地検が発表した。鑑定は7か月半に及んだ。弁護人によると、1月16日以降、地検は、別の精神鑑定を申請したが、鹿児島地裁に棄却された。準抗告も認められなかった。

1月23日、鹿児島地検は、容疑者による5人殺害と死体遺棄の容疑で、男性を起訴した。「刑事責任を問えると（地検は）総合的に判断した」と報じられた。起訴後、検察官の請求により別の医師による精神鑑定が認められ、2020年春まで行われた。

10月1日、第1回公判前整理手続きが鹿児島地裁で行われた。検察官2人と弁護人3人、それに被告人が出頭し、参加した。

2020年8月7日、第2回公判前整理手続きが行われた。裁判員裁判の日程が決まった。裁判は、11月18日に始まり、12月11日に判決の予定。選任された裁判員は裁判員選任日から判決日までを数えると38日間、その任を務めることになる。

9月11日、第3回公判前整理手続きが行われ、被告人も参加した。事件の争

点や公判で取り上げる証拠の整理、審理予定の作成について審理が行われた。

10月1日、第4回公判前整理手続きが行われた。

11月4日、裁判員選任手続きと第5回公判前整理手続きが行われた。鹿児島地裁の発表（2020年11月5日南日本新聞）によると、2020年の裁判員候補者名簿に記載されているのは3100名、この中からこの事案について呼び出し状を送付したのは167名。そのうち、「他の裁判員裁判事件に参加した候補者」が4名、「呼び出し状が到達せず」が9名、呼び出し状に添付された事前の「質問票」による回答により呼び出しが取り消された者が96名だった。

（辞退理由の内訳）

事業に損害の恐れ	41人
年齢70歳以上	16人
同居親族の介護や養育	12人
重い疾病や傷害	7人
同居以外の介護や養育	6人
遠隔地	6人
精神上または経済上の不利益	5人
地方公共団体の議員	2人
親族などの入院等の付き合い	1人

当日、裁判所に出向くように求められた裁判員候補者は、167人中58人というようになった。当日、理由を知らせることなく欠席（いわゆる無断欠席ということになる）したのは15人だった（出席を求められた候補者のうち25.9%）。

裁判所に出向いた43人に対して、裁判官から裁判員選任について質問（以前に、最高裁が作成したパンフによれば、「辞退希望がある方に、その事情を確認する質問、公平な裁判をしてくれるかどうかを確かめる質問等」とされている。後者の質問は、例えば、被告人の近所に住むといった事情があるかなどとされている。）があり、辞退が許可された候補者は12人だった。検察官と弁護人からの裁判員不選任の制度もあるが、おそらく今回はそういう申し立てはなかったと思われる。

（辞退理由の内訳）

事業に損害の恐れ	6人
精神上または経済上の不利益	4人
同居家族の介護や養育	1人
社会生活上の重要用務	1人

43人から12人が除外された31人の中から、くじで裁判員6人と補充裁判員4人を選任した。補充裁判員を4人選出したのは、まれなことである。おそらく公判日程が24日と長期にわたること、5人殺害の殺人事件の容疑であることが考慮されたのだろう。

11月4日には、第5回の公判前整理手続きも行われ、被告人も参加した。検察官は「被告人には完全責任能力があった」と主張し、弁護人は「被告人は心身耗弱であって、限定責任能力しかない」と主張したとみられる（11月3日南日本新聞）。裁判では、起訴の前と後にそれぞれ精神鑑定をした医師の証人尋問がなされることになった。

11月16日、第6回の公判前整理手続きが行われた。

11月18日（水曜）第1回公判（開廷）

午前9時40分から10時20分まで、傍聴希望者に整理券が配布された。27席分の傍聴券に対して、289人が並んだ。10倍を超える傍聴希望があった。10時25分に抽選が行われた。私は抽選に漏れた。

午前11時に開廷。鹿児島地裁刑事部合議部Bが裁判を担当した。裁判長は岩田裁判官、右陪席が恒光裁判官、左陪席が焼尾裁判官である。

裁判員は全員男性6人。補充裁判員は男性2人、女性2人。

検察官が起訴状を朗読。

罪状認否を問われた被告人は、父親の殺害について、殺すつもりはなかったと殺意を否定した上で、父親が包丁を持ち出したので、包丁を落とそうと組み合いになり、死亡させたと主張した。祖母については、殴って死なせてしまい、首を絞めたのではないと主張した。父と祖母の死体遺棄、伯母やその姉、伯父の知人の殺人の容疑については「その通りです」「間違いありません」と認めた。一部否認の主張となった。

冒頭陳述については、南日本新聞（2020年11月19日21面）に「要旨」が公表されているので、それをほぼ引用しながら、他の報道記事も参考に文章を一部加筆した。紙面に掲載されている名前は、被告人、父親、祖母、伯母、伯母の姉、伯父の知人などという普通名詞に変えた。

検察官の冒頭陳述：

（事件の概要） 被告人は、2018年3月31日から4月1日にかけて、父親と祖母の2人の首を絞め、窒息させて殺害し、2人の遺体を寺の敷地に穴を掘って埋めた。同年4月6日、心配して様子を見に来た伯母、その姉、伯父の知人の3人の首を絞め、窒息させて殺害した。

（事件の争点） 事件の争点は、父親に対する殺意の有無と正当防衛が成立するかどうか、祖母に対する実行行為が殺人か、それとも傷害致死にとどまるかどうか、被告人の完全責任能力が認められるかどうかにある。

（犯行に至る経緯） 被告人は、高校中退後、県外の工場や料理店、自衛隊で働くなどした。2014年から母親が妹のいる大分に移転したため、父親に引き取られ、アパートで1人暮らしを始めた。伯父が周囲の人に被告人の悪口を言わせ、嫌がらせをしようとしているなどの被害妄想を抱くようになった。

（父親と祖母に対する犯行状況） 2018年3月31日夜、祖母宅に行ったさい、自分と母方の祖父母の悪口を言われた。以前から祖母に悪感情を抱いていた被告人は怒りを抑えきれず、祖母の顔面を殴り出した。制止しようとした父親を押さえつけながら、祖母を殴り、意識障害を伴う重傷を負わせた。

父親は「救急車を呼ばんといかん」などと被告人にアパートに戻るよう促したが、被告人はその場にとどまった。そして、父親は台所から包丁2本を持って近づいてきた。被告人は、父親と包丁の取り合いになり、背後から手首をつかんだ。父親を「信頼していたのに裏切られた」などと感じて首に腕を巻き付け、絞め続けて、父親を窒息死させた。

被告人は、横たわっている祖母が生きていることに気づき、父親を殺したことは祖母のせいだと思い込み、腹をたて、とどめを刺すように首に腕を巻き付け、絞め続けて、祖母を窒息死させた。

4月1日未明、被告人は父親の車で2人の遺体を運び、埋めて遺棄した。

被告人は、逮捕される前に、以前から悪感情を抱いていた伯父に復讐しよう
と殺害を決意し、6日まで祖母宅で生活しながら、仕事で県外に行っていた伯
父が訪ねてくるのを待った。

(伯母ら3人に対する犯行状況) 4月6日、伯父から祖母宅の確認を頼まれ
た伯父の妻は、姉と一緒に車で祖母宅に向かった。被告人は2人を適当にあし
らって帰そうとしたが、2人は聞き入れず、家の中に上がった。被告人は怒り、
殺害の発覚を免れようと2人の首を絞め続けて窒息死させた。

妻と連絡が取れなくなった伯父は、被告人と同じアパートに住む知人に電話
をかけ、祖母宅の様子を確認するよう依頼した。伯父は警察にも電話した。被
告人は知人をやり過ごそうと居留守を使ったが、知人が警察に連絡している様
子に気づき、怒りを覚え、殺害の発覚を免れようと殺害を決意し、知人を家
の中に招き入れ、馬乗りになって両手で首を絞め続けた。

被告人が家を出た後、警察官が駆けつけ、3人の遺体を発見した。

(父親への殺意、正当防衛) 被告人には父親に対する殺意はあった。正当
防衛は成立しない。

(祖母への実行行為と殺意) 被告人は祖母を殴打した後、頸部に腕を巻き
つけるなどして、締め付け、頸部圧迫による窒息で死亡させた。明確な殺意が
あった。

(責任能力) 被告人は犯行時、完全責任能力があった。被害妄想の精神障
害はあったが、犯行時の症状は軽度で、犯行に与えた影響は軽微だった。

弁護人の冒頭陳述：

(事件の本質) 事件の本質は、被告人が犯行当時に患っていた病気と犯行
との関係性にある。被告人は、犯行の10年以上前に「妄想性障害」という病
気を患い、病状が悪化し、犯行当時は深刻な状態に陥っていた。「祖母や伯父
を中心とする一派が強大な権力で被告人を社会的に抹殺する」という妄想に取
り憑かれていた。本件犯行はこうした病気に基づく妄想を前提として、実際には
存在しない迫害行為に対する反撃として行われた。

(責任能力) 犯行当時、被告人は善悪を判断する能力や、それに従って行
動する能力の少なくとも一方が著しく減退していた。心神耗弱にあたり、刑が

減軽される。

（被告人の生来の性格） 被告人は子どもの頃から発達障害があり、人との自然な意思疎通や感情の共感が苦手だった。一方、本来の性格は勤勉、真面目であり、正義感が強く優しかった。

（妄想性障害発症後の状況） 日置市で母親、妹と住んでいた2004年ごろ、「気持ち悪い」などと自分を侮辱する正体不明の幻聴を体験し、妄想性障害を発症した。母親や妹が悪口を言っていると疑い、否定されると暴力を振るった。症状は悪化の一途をたどり、アパートに転居した後も幻聴が続いた。伯父の声の幻聴を契機に、悪口を言っているのは伯父だと妄想した。

祖母に対しても自分の悪い噂を流しているなどと疑い、自分への迫害を企てる首謀者の1人と妄想するようになった。「祖母や伯父を中心とする一派が存在し、彼らが強大な権力を行使して、自分を社会的に抹殺し、水道水に毒を盛るなどの直接的な手段で危害を加えている」などと妄想した。一方、被告人が唯一信頼を寄せていたのが父親だった。

（妄想性障害が犯行に及ぼした状況） 2019年3月31日、被告人はテレビを見ようと祖母宅を訪れた。祖母から「相撲取りみたいだね」と太っていることをからかわれ、母方の祖父母の悪口にも及ぶと、被告人は激しい怒りで感情を抑えきれず、止めに入った父親を左手で押さえ、祖母の顔を何度も殴り続けた。その犯行は衝動的な暴行で、殺意は存在しない。

瀕死状態の祖母を見て我に返った被告人はテーブルを挟んで父親と話し合った。「救急車を呼ぶので帰れ」という父親に対して、被告人は父に危害を加えることはしないと伝えたうえで、「復讐したい人間がいる。終わるまで黙ってほしい」と頼んだ。いったん席を外した父親が両手に包丁を持ち、戻ってきた。「お前を殺しておれも死ぬ」と父に言われた被告人は、包丁を振り落とそうとして父の首に腕を回し、「なぜ自分を信じてくれないのか」と締め上げた。気づくと父親は絶命した。被告人はしばらく遺体に寄り添い、涙を流していた。父親は被告人を殺害して心中を図ろうとしたのであり、被告人の反撃行為は正当防衛で、殺人罪は成立しない。

その後、倒れていた祖母をさらに殴り、首を数秒間絞めたが、祖母は最初の殴打ですでに死亡していたので、傷害致死罪が妥当と考える。

被告人が「復讐」を考えていたのは伯父だった。2人の遺体を山林に埋めた後、祖母宅にとどまったが、それは伯父が立ち寄る可能性が高いと考えたためだった。しかし、実際に現れたのは、伯父の頼みで安否確認に来たのは伯母とその姉だった。被告人は2人も「自分を迫害する一派」と錯覚、「復讐」の対象として殺害した。

その後、被告人と同じアパートに住む男性が伯父に依頼されて祖母宅に様子を見に来た。彼は伯父の知人であり、かつてアパート前で金属棒を振っていた被告人のことを警察に通報するなど、自分の悪口を言いふらしていたと考えていたので、「伯父の一派」と考えて、玄関前で警察に電話していた彼を室内に招き入れ、首を絞めて殺害に及んだ。

11月19日（木曜） 第2回公判

第2回公判でも、傍聴希望者89人が並んだ。10時25分に抽選が行われた。私は第1回公判に続いて抽選に漏れたが、知人から傍聴券を譲ってもらい、入廷することができた。

まず、検察官による証拠の説明があった。

犯行現場となった祖母・父親宅への車の出入りの状況を近くの防犯カメラで撮影した記録、犯行現場宅の「居間」、伯父の妻とその姉の遺体が発見された「仏間」、伯父の知人の遺体が発見された「寝室」、「台所」、「洗面所」、「洋室」などの見分結果が写真付きで読み上げられた。リビングと台所には破損した入れ歯、寝室には鉄パイプや大型のハンマーがあった。その隣には現金2万7千円あまりが入った財布とゲーム機があった。家の中から5台の携帯電話が見つかった。それぞれ父、祖母、伯母ら被害者4人と被告人の携帯電話でいずれも電源が切られていた。リビングのカーペットは切断され、クローゼットの中から血のようなものがついたカーペットの切断された部分が発見された。

被告人が鹿児島市内のリサイクルショップでゲームソフトを売り、現金3万3200円を手にした売買記録も証拠として示された。

続いて、被告人の小学校・中学校の同級生や人材派遣会社の派遣先の元同僚、陸上自衛隊の元同僚らによる被告人の行動・性格についての供述を検察官が読み上げられた。ほとんどの供述が、被告人は成績が優秀だった、仕事を覚える

のが早いなどと記憶している一方で、中学時代にサッカーで別の生徒とトラブルになり、いきなり頭突きをして相手の歯を折ったことがあった、仕事上注意したりすると怒って向かってくるような素振りをしたなど、幼少期から“きれやすく”攻撃的な一面があったという供述だった。

その後、被告人の伯父（被害者である伯母の夫）に対する証人尋問が行われた。伯父は、祖母の性格について「優しく厳格な人だった」が「小言をいう」「礼儀作法にうるさい」「言ったことは曲げない」性格だったと述べた後、祖母が、被告人について「いい年して仕事をしない」「ゲームばかりしている」と愚痴を言っていたと証言した。伯父は「祖母がいなくなり、悲しくなる。被告人を憎む。」「知人に見に行くように頼まなければよかった。被告人に腹が立つ。」「（被害された）妻と被告人との間にトラブルはなかったと思う。」「一緒に旅行に行こうと話していたのに、もう会えない」「極刑に処してほしい」「憎しみでいっぱいです。極刑で良いと思っています」と厳しい言葉を投げかけた。伯父の発言中、被告人が首を少しゆっくりと横に振って、「違う、違う」というような動作をしたことが気になった。

弁護人から反対尋問がなされた。伯父は、被告人とはあまり会ったことはなく、自衛隊をやめた理由なども知らない、と証言した。「被告人が病気とは思わなかったか？」「父親から被告人の様子を聞いたことは？」という質問にはいずれも「ない」と答えた。

裁判員3人が質問した。（裁判員3番）「被告人について父親から相談を受けたことは？」（伯父）「ない」。（裁判員5番）「父親について、何か様子が変わったと感じたことはないか？」（伯父）「なかった」。（裁判員1番）「（被告人がこれまで暴力的な行為をくりかえしていたことを知っていたとすれば）4月6日当日、どういうことが起きているのか案じなかったか？」（伯父）「不安になったが、こうなるとは思ってもみなかった」

裁判官も質問した。（右陪席）「祖母や父親が被告人に説教しているのを見たことはないか？」（伯父）「見たことはないが、（祖母や父親から）聞いたことはある。会っていないので（被告人が）どう思ったか、わからない」。（右陪席）「親族が集まって『家族会議』をしたことはないか？」（伯父）「ない」。（右陪席）「幼少期から心配がつづいていたようだが、カウンセリングとか受けさせるこ

とは考えなかったのか？」(伯父)「考えたこともない」。(裁判長)「被告人は『あなた(伯父)を中心とした一派』による迫害」と主張しているが、思い当たることは？」(伯父)「想像もつかない。覚えがない」。(裁判長)「被告人はあなたを中心人物のように思っているようだが？」(伯父)「今回、初めて知った」。

伯父に対する証人尋問から、“引きこもり”の状況にあった被告人が社会からだけでなく家族・親族からも“孤立”していた様子が伝わってきた。今回の事案では、被告人と被害者となった家族・親族との間の人間関係の不在に、今回の事件を理解する鍵の1つがあるのではないかという感想を持った。

11月20日(金曜) 第3回公判

第3回公判でも、傍聴希望者55人が並んだ。著者は3回続けて抽選に漏れた。傍聴できなかったので、以下の記述は、テレビや新聞の報道によっている。

証拠調べに続いて、被告人の母親の証人尋問がビデオリンク形式で行われた。母親が被告人の生い立ちを証言した。

(子どもの頃は)「短気なところもありましたが、やさしくて素直な子でした。友人を守る正義感もあって」。

被告人は両親と妹との4人家族。高校1年の時、両親が離婚。母親と妹との3人暮らしとなり、高校2年で自分の意思で突然、中退した。

「柔道仲間は自宅に(中退しないよう)説得に来たんです。理由を聞いても言わず、** (被告人の名前)の人生が狂ったのは離婚のせいだと感じました」

その後、被告人は自宅に引きこもりがちになり、県内外で仕事に就いたが、長続きしなかった。自衛隊も1年で辞めてしまった。

「自分に合っていると意気込んでいたのに、何もかも嫌になった感じで。よっぽど嫌なことがあったんだと思いました」「はじめは普通だったが、夜中に外に出て大声を上げ、『俺は盗聴されている』、『俺の悪口を言っているだろう』『誰かに監視されている』と言い出した」。

被告人は次第に家族に暴力を振るうようになる。

「娘の腰の骨が折れたこともありました。顔や体を殴って蹴って……。暴力が怖くなりました。私は首を絞められ、次はない。次は本当に殺されると思い、** (被告人の名前)を置いて、娘のいる大分へ行きました。何度も警察に通報

したいと思いましたが、仕返しが怖かったです」。

事件を知って「犯人は**（被告人の名前）だろう、と思いました。私が我慢と一緒に生活していれば、最悪、殺されるのは私1人ですんだかもしれない」「最近、息子が神社でよちよち歩いてくる夢を見るんです。本人が精神的に参っている時に抱きしめてあげればよかった。どんなことがあっても人を殺めたら終わり。苦しくてもみんなに謝罪してほしいです」。

母親のこの言葉を聞いた被告人は、涙ぐみ、肩を震わせていた、という。

11月24日（火曜） 第4回公判

第4回公判でも、傍聴希望者100人が並んだ。定員が25名とさらに2名に減ったため倍率は4.0倍となった。著者は、またしても抽選に漏れた。傍聴できなかった。

被告人に対する弁護人による尋問が行われた。以下の記述は、南日本新聞（11月25日）の「日置5人殺害被告人質問要旨」によっている。以下、弁護人の質問、被告人の回答を引用する。

5人死亡したという事実は認めるか？

はい、間違いありません

その原因は？

長い間、執拗に自滅させるような悪質な行為を続けられて我慢ならなくて爆発してしまった。

全員か？

父は違います。父が包丁を持ち出してきたので、落とそうとしてあやめてしまった。

執拗な悪質行為とは？

自分のアパートの水道に混ぜ物を入れられ、頭痛がして、歯がボロボロになって欠けてきた。それは全て伯父たちの仕業だと思った。祖母も加担していると思った。伯父が悪口を言う声が聞こえたこともあった。

父の存在は？

最大の理解者だった。

犯行当日、なぜ祖母の家に行ったのか？

テレビの音楽番組を見に行った。

何が起こったのか？

ソファに座っていた祖母が『横に太いねえ。相撲取りみたいだ』と私の悪口を言い、母方の祖父母の悪口も言い始めたため、詰め寄った。祖母は馬鹿にするような目で私の顔を見上げ、『なんね』とあざけるように鼻で笑った。今までのことがフラッシュバックして殴ってしまった。止めにきた父を左手で押さえ、祖母を叩き続けた。耳から血が溢れ出してきたので、我に返った。

その後どうなった？

父は祖母のそばで『こんな年なのに、こんなことになって』と泣いていた。『救急車を呼ぶ』と言う父に、私は『もう助からん』と答えた。沈黙が続いた後、父が両手に包丁を持って、後ろに立っていた。もみ合いになり、父がもつ包丁を落とそうと、後ろから左手を父の首に巻き付けて絞めた。父が死んでしまって、しばらく泣いていた。横になった祖母からゴボツという音が聞こえた。『おやじが死んだのに何でお前が生きているんだ』と思って、強く祖母を殴ったが、もう反応がなかったのでやめた。

なぜ2人を埋めたのか？

腐る姿を見たくなかった。

4月6日まで祖母の家にはいたのは、どうしてか？

伯父は必ず実家に来ると思って、復讐しようと待っていた。

伯母とその姉が来た状況はどうだったのか？

インターホーンが鳴ったので、画面を見ないで玄関のドアを開けたら、伯母とその姉がいた。伯母から『何であなたがここにいるのね』と言われた。伯母は、伯父の奥さんでもあるし、自分に対する執拗な行為に関わる一味だと思い、殺そうと思った。2人が家に入ってきたあと、殴ったり、蹴ったりした後、左手で伯母、右手で姉の首を押さえつけた。

伯父の知人はどうだったのか？

知人はその後、すぐ来た。伯父の仕事仲間だから一味だと思った。警察と電話で話しているのを聞いて、もうすぐ警察が来る、時間がない、知

人も一緒だから、捕まる前に引き込んで殺そうと思った。寝室まで引きずり込んで、首を絞めて殺した。

伯父や町の人からの悪口は今は聞こえないか？

捕まってからずっと聞こえてこない。

5人を死に至らしめたことについて今どう思っているのか？

父については謝りたい。

残りの4人については？

謝るつもりはありません。因果応報だと思います。彼らがやってきたことは許されることではないからです。

11月25日（水曜） 第5回公判

第5回公判、傍聴希望者は113人。定員が25名とさらに2名に減ったため倍率は4.0倍となったが、抽選に当たることができた。

被告人に対する検察官の尋問が行われた。以下、検察官の質問、被告人の回答である。

伯父の声で悪口が聞こえたのはいつか？

隣に住む従兄弟が引っ越した後、しばらくしてから。

悪口の内容は？

頭がおかしい、精神異常者、やくざなど。毎日ではないが、多いときには週に3回くらいあった。

迫害を確信したのはまず叔父からか、次が祖母からか？

そうだ。

逮捕後の精神鑑定で、医師に迫害状況を書いたノートを見せましたね。そこにアパートの水道のことは書かれていないが？

聞かれなかったから。記憶をすぐに全部は取り出せない。

ノートを見せた2日後、医師に「アパートの台所の水を調べてほしい」と言っている。水のことを話し始めたのはここからだが？

記憶が引き出しにくい状況だった。コンピューターみたいに出せる状況ではなかった。

迫害されると思ったなら、それを避けるために、祖母が経営するアパートを出ようとしなかったのはなぜか？

京都のタクシーで働こうとしたが、やめた。県外に出ても、また追いかけて来るかもしれないから。

祖母を何回殴ったのか？

ソファーで3回くらい。下に転げ落ちたとき、10回から20回くらい殴った。途中で父が止めに入ったが、ソファーの上にいる父を左手で押さえていた。

祖母を殴った後の心境はやったという感じか？

いえ。

後悔か？

ゾツとした。やりすぎてしまった。どうしよう、と思った。

父は何回くらい「帰ってくれ」と言ったのか？ なぜ帰らなかったのか？

5回くらい。どうしていいか分からず、呆然としていた。

帰ると父に警察に通報されてしまうと思ったからではないか？

そうではない。

両手に包丁を持った父親があなたを刺そうとする前に、包丁や父の手をつかんだのか？

父が包丁を持って自分に歩み寄ってきたので、反射的だった。包丁を落として、背後から手首をつかんだ。

自分の性格をどう思うか？ 人のせいにする性格では？

短気だ。人のせいにするか自分では分からない。

伯母とその姉への犯行は？

近くにいた姉の首を絞めた。姉の悲鳴を聞いた伯母が髪を掴んだりして、引き離そうとした。2人を殴ったり、足で蹴ったり、投げ飛ばしたりした。倒れた2人を上から両手を使ってそれぞれの首を押さえた。

そのとき、伯母が「ごめん、もうしないから」と言ったというが、それを聞いてどう思ったのか？

自分を迫害するものに間違いないと、さらに確信した。

伯母らを殺害した後、訪ねてきた知人について、警察と話していると思い、発覚すると思って、殺したのか？

違う。邪魔したからだ。しかも、関わっていたからだ。

事件当時はパニックだったというが、知人がグルだと考える余裕があったのか？

関係ない人ならば、殺したりしない。パニックと言ったのは、聞かれたからそう答えた。

精神鑑定を行なった医師の証人尋問が行われた。この鑑定は、すでに送検後に別の鑑定が行われていた（第6回公判で供述された県立病院院長による鑑定）が、鹿児島地検は、鑑定結果に不満があり、2019年1月以降、別の精神鑑定を申請したが、鹿児島地裁に棄却され、準抗告も認められなかった。しかし、起訴後に裁判所が大学教授（精神科医師）に鑑定を囑託した。

大学教授（精神科医師）が鑑定について説明した。教授の鑑定は、起訴後の2019年10月から2020年3月までの約5ヶ月間にわたって、鹿児島拘置所で勾留中の被告人を訪問し、10回ほど面接する方法で行われた。

鑑定内容は、被告人の年少期から犯行時までに至る詳細な心理鑑定だった。教授の鑑定は、特に「犯行時の精神状態」について着目しているようにうかがわれた。最も強い迫害の対象と被告人が考えていた伯父からの被害妄想が主要な妄想だったが、被告人がなんら直接行動を起こしていないことや、祖母の殺害のあと「はっと我に返った」と被告人が供述していることを重視して、犯行は衝動的、攻撃的といった被告人の元来の人格的特性を強く受けて、自らの意思や判断で実行したもので、被害妄想に支配されたものではなく、妄想障害の程度は軽微なものだったと判断したと説明した。また被告人が例えば「～だと思ふ」という言葉づかいをしたことを「妄想の確信度」が低いという判断材料にしているようだった。

教授は妄想障害の“一步手前”として「妄想様の観念」との用語をしばしば用いた。統合失調症の可能性について明確に否定し、自閉症スペクトラム症（ASD）とは異なると判定した。父の殺害及び死体遺棄については、妄想性障害はなく、元来の人格傾向が影響し、祖母及び3人の殺害については、妄想性障害はあったとしても軽微だったと判定した。

ただ、父親殺害をきっかけに被害妄想が拡大しており、犯行当時と現在との

精神状況は区別すべきとも説明していた。

それに引き続いて、検察官から尋問、続いて弁護人から反対尋問が行われた。

11月26日（木曜） 第6回公判

第6回公判、傍聴希望者は74人。昨日に続いて抽選に当たった。

精神鑑定を行なった医師の証人尋問が行われた。起訴前に鑑定入院させた際の県立病院長（精神科医師）による鑑定結果が供述された。

病院長の鑑定は、検察官からの依頼を受け、送検後の2018年7月から2019年1月までの約7ヶ月間にわたって、鑑定期間を延長しながら行われた。県立病院に入院させ、初めは隔離室、しばらくして一般病棟で、そして同室者とトラブルになったため、再び隔離室に入院させて面接する方法で行われた。

この鑑定内容も、被告人の年少期から犯行時までに至るきわめて詳細な精神鑑定だった。約2時間近く、説明がなされた。

鑑定についての説明では、被告人が年少時以来、自閉症スペクトラム症の特性を有していたことが強調された。そして母親の離婚などの生活の変化から2004年前後に妄想性障害を発症し、一時的な寛解・増悪を繰り返して、長期的には悪化していたとした。病状が深刻化し、統合失調症の可能性もあると供述した（前日の大学教授の鑑定では、統合失調症の可能性について明確に否定していた）。犯行当時、被告人は生来の自閉症スペクトラム症に加え、重度の妄想性障害を抱えており、父以外の4人の殺害及び死体遺棄については、妄想性障害が影響し、父親の殺害については、妄想性障害は影響しないで自閉症スペクトラム症が影響したと判定した。妄想性障害の悪化により、被告人の思考・行動に異常があったと指摘した。誤った妄想に基づく病的な感情は、当然、被告人の行動に影響を与えたとした。

この説明の中で、被告人が犯行後、近所のかつての知り合いの女性を同じ名前の好きな歌手と同一人物と妄想して、その家（本人は不在）を訪ねて「迫害を受けていないか」などと家の人に聞いたというエピソードが紹介されたが、犯行時（どの時点からかははっきりとは分からないが）妄想性障害がかなり悪化していたことをうかがわせるエピソードだった。

それに引き続いて、検察官から尋問、続いて弁護人から反対尋問が行われた。

検察官の質問では、「聞き方が被告人にやさしすぎではないか」「一般病棟に入れたことで被告人の精神状況に刺激が与えられたのではないか」「誘導尋問のような質問ではなかったか」「証人はこれまで何回、こういう鑑定証言をしたことがあるか」など、病院長の鑑定のやり方について疑義を提示し、低く評価し、拘置所における面接（前日供述された大学教授による鑑定の方法）を“静かな環境”だと印象づけようとしていたことが気になった。

11月27日（金曜） 第7回公判

傍聴希望者は75人。抽選に漏れた。以下の内容は、新聞・テレビの報道による。2人の精神鑑定人に対する裁判所からの質問が行われた。

7人の遺族から心情意見陳述が行われた。伯母の長男、伯母の次女、伯父、伯母の弟など5人が証言台に立ち、2人については書面を検察官が代読した。「(伯母の)顔は原型を留めないほど殴られていた。一生忘れられない光景」(伯母の長男)、「被告人は謝罪しないとやった。人を殺してなぜ謝らないのか理解できない」(伯母の次女)、「悔やんでも悔やみきれない。被告に謝罪してほしい。死刑を望みます」(伯父)、「つつましく暮らしていた姉に、なんでこんなむごいことをするんだ。どんなに痛く、怖かったことか。極刑が下っても姉たちは帰らない。私たちに終わりはない。君に分かるか」(伯母の弟)などと陳述し、極刑を望む強い処罰感情が示された。伯母の弟が「2人を返せ」と大声で訴え、裁判長が制止する場面もあったという。

被告人質問が行われた。

2つの鑑定報告に関する質問には「(起訴前鑑定について)鑑定当時、自分が述べたことをこの場でも話してくれた」「すべて妄想ではない。警察に調べてもらったら分かる」「私の受けた被害がなかったことになるのは納得がいかない」と述べた後、「何かを盛られて(精神が)保てなくなっているとは思う」「(迫害を受けた理由は)ねたみだと思ふ」「自分には支援者がいて、ラジオや音楽・映画にも支援のメッセージが込められており、ありがたいと思ふ」などと述べた。

伯母の長男から被告人に対して質問がなされた。

「遺族に対して君が今、何を思っているのか。それだけを教えて欲しい。」

(被告人は1分間ほど沈黙)

「(遺族や親族は)なんでそんな陰湿なことをしてきたんだ」

「今、そう思うの？」

「逆になんでそんなことをしてきたのかと問うている」

裁判員からも、犯行当時の心境について、質問がなされた。

「精神状態がどうかしていたと思いますか」

「はい」

「やりすぎたと思いますか」

「はい」

「悔恨の気持ちは」

「はい」

12月1日(火曜) 第8回公判(求刑)

傍聴希望者は205人。27人の定員となり、抽選に漏れた。検察官による論告求刑、弁護人による最終弁論、被告人本人の最終陳述が行われた。

以下の内容は、南日本新聞の「日置5人殺害論告・弁論要旨」(2020年12月2日付け21面)を元に、新聞の記事およびテレビのネット報道によって構成した。

検察官による論告求刑

被告人は身勝手な動機で5人を次々と殺害し、社会を震撼させた。力任せに首を絞め続け、執拗に暴行するなど極めて残虐だ。謝罪や反省はなく、更生の余地はない。遺族の処罰感情は峻烈だ。妄想の影響は軽微で完全責任能力は認められ、死刑を回避すべき事情はない。罪責はあまりに重大であり、死刑を求刑する。

争点のうち、祖母に対する殺人の実行行為や殺意の有無については、被告人は、祖母を殴打した後、まだ生きていることがわかり、殺そうと思って首を絞めたものである。祖母の背後から頸部に左腕を巻き付け、首を後方に強く引っ張るように絞め続け、頸部圧迫で窒息死させた。確固たる殺意があったのは明らかだ。

父親が包丁を持ち出したのは、被告人が祖母を殴り倒したのが原因で、差し迫った危険とは言えない。やむを得ない反撃行為ではなく、正当防衛は成立しない。首を絞める行為の危険性をわかりながら、犯行に及んだ。明らかに殺意があったのは明らかだ。

5人全員に対する犯行について完全責任能力がある。衝動的で攻撃的、他罰的な性格だった被告人が、昔から嫌っていた祖母を一方的に暴行し、重傷を負わせたことが引き金となって立て続けに殺害した。伯父から悪口を言われていると思ひ込んだ妄想性障害があったが、判断や行動を支配されるほど著しい影響はなく、軽微だった。善悪を判断し、それに従って行動する能力も著しく損なわれてはいなかった。

完全責任能力が認められるため、通常の刑罰が科される。5人を殺害し、そのうち2人の死体を遺棄した犯行は重大かつ凶悪だ。最高裁判所のいわゆる「永山判決」が示す死刑の選択基準に基づき、犯行の罪質や動機、態様、結果の重大性、遺族の処罰感情などから判断する。

犯行は、数分間にわたり、力任せに首を絞め続けており、危険極まりない悪質さだ。無抵抗の被害者にはとどめを刺すように殺害し、抵抗されると執拗に暴行を加え、抵抗できなくした上で殺害した。極めて残虐かつ執拗であり、むごたらしい。落ち度のない5人を身勝手な理由で殺害し、酌量の余地はない。遺族は極刑を求めている。被告人の妄想性障害は一部の動機の遠因として影響した程度であり、軽微だ。

罪責はあまりにも重大で、死刑を選択すべき事案となる。特に殺害した被害者の数などに照らせば、死刑を選択すべき事案の中でもより重大な犯行だ。妄想性障害の影響を考慮しても、死刑を回避すべき、特に斟酌すべき事情は存在しない。

弁護人による最終弁論

父親に対する殺人は正当防衛の成立により無罪である。祖母に対する殺害は、殺人罪の不成立により無罪である。父親と祖母の死体遺棄は、死体遺棄罪が成立するが、心神耗弱により刑が減輕される。伯母とその姉、伯父の知人に対する殺害は、殺人罪が成立するが、心神耗弱により刑が減輕される。被告人には

無期懲役を科すべきである。死刑は極刑であり、一点の曇りもない場合でなければ選択が許されないと弁護人は考える。

被告人は、父親の死亡に関して殺人の故意がない。首に手を回して絞めた目的は、父親の気を失わせ、包丁を手放させることにあった。自閉症スペクトラム症に基づく解離反応によって、意識が現実から遠のき、首を絞め続けていることを認識できなかった。頸部圧迫行為には正当防衛が成立する。仮に犯罪が成立するとしても、解離反応により事理弁識能力や行動制御能力は著しい影響を受けており、心神耗弱が認められるべきである。

被告人の妄想性障害の発症時期は2004年前後であり、父親に引き取られ、アパートに引っ越した後は、頭痛がして歯が欠けるようになり、伯父や祖母が水道水に毒を混入したと確信するようになった。起訴前鑑定によれば、被告人の妄想は本人にとって、非常にリアリティがあつて圧倒的なものであった。起訴前鑑定は、約7ヶ月間、何十時間にも及ぶ集中面接、多職種による行動観察や検査を行い、被告人の成育歴までさかのぼった分析から、犯行当時の精神病理や犯行に与えた影響について合理的に判断している。起訴後鑑定は、犯行当時、被告人の妄想内容は伯父を対象とする被害妄想のみであり、本件被害者のいずれに関しても妄想による犯行への影響は極めて小さいと断じている。しかし、起訴後鑑定した医師との面接は、回数・時間のいずれも少なく、十分な話ができなかったと被告人は話している。

被告人の認識によれば、祖母は最初の顔面や頭部への殴打で死亡した。頸部圧迫時にはすでに祖母は死亡していた。従って、頸部圧迫の時点で殺人の故意はない。祖母への殺人罪が成立するとしても妄想性障害により、心神耗弱が認められるべきである。

伯母、その姉、伯父の知人に対する殺害については、被告人は妄想性障害の影響を受けていた。よって心神耗弱が認められるべきである。

被告人本人の最終陳述

「最後に述べたいことはありませんか」と裁判長に促され、証言台の前に立ち、しばしの沈黙のあと、「妄想の一言で全てを片付けられ、自分の発言をつぶされたのであれば納得いきません」と述べた。

12月11日（金曜） 第9回公判（判決）

傍聴希望者は473人。27人の定員の17.5倍となり、抽選に漏れた。以下の内容は、2020年12月12日付紙面の記事およびテレビのネット報道によって構成した。

裁判長は開廷後、判決の読み上げに当たって、主文の読み上げを後回しにすることを宣して、判決理由を朗読した。⁹

判決理由

（父親及び祖母の殺害について）

遺体を解剖した法医学者の所見から、父親と祖母は頸部を強く絞め続けられて窒息死したものと考えられる。頸部圧迫で被害者を死亡させるには少なくとも4分程度必要で、被告人は危険性の高い行為と認識しながら頸部を締め続けており、父親への殺害には殺意が認定できる。

父親が包丁を持ち出したのは、被告人の祖母に対する強度の暴行に触発された、同一場所での一連の事態であると言える。被告人に正当防衛は成立しない。被告人は捜査段階では「父親を殺害した後、祖母の口から液のようなものが出ていたため、まだ生きているかとも思い、念のためとどめを刺そうと頸部を絞め続けた。」と述べていた。この供述は、遺体の所見に沿い、十分に信用できる。よって、祖母に対して殺意を持って実行行為に及んだと認められる。弁護人の主張する傷害致死罪は成立しない。

（被告人の責任能力について）

被告人は、伯父から悪口や嫌がらせを受けているという妄想性障害に罹患していた。しかし、伯父に対する抗議など妄想上の嫌がらせを阻止するための行動に出ていない点などから、妄想性障害の程度は犯行時には軽微であったとする起訴後の精神鑑定は基本的に信用できる。

⁹ 判決全文についてはLEX/DBデータベース：文献番号25568327で読むことができる。

他方、起訴前の精神鑑定は、鑑定医が被告人の主治医を担当した上、他の患者もいる一般病棟に入院させた上で面接を行い、ストレスのかかる環境に被告人を置いた。被告人の妄想性障害が犯行時より増悪していた可能性は否定できない。中立性や鑑定手法に疑問があり、犯行時の精神状況を正しく評価しているとは言えない。

犯行には、被告人がもともと有していた衝動的・攻撃的・自己本位的・他罰的な性格が大きく影響しているとするのが合理的である。犯行当時、心神耗弱の状態ではなく、被告人は完全責任能力があったと認められる。

(量刑について)

本件は、1週間で5人を殺害し、うち2人の死体を遺棄した、極めて重大な事案である。いずれの被害者にも数分間にわたって頸部を強く圧迫した極めて危険な犯行態様である。父親以外の被害者には、顔面を他数回殴打するなど激しい暴行を執拗かつ一方的に加えた、常軌を逸した凄惨な犯行というほかない。被害者に落ち度はなく、遺族が一様に峻烈な処罰感情を抱き、死刑を求めるのは至極当然である。過去の量刑傾向に照らしても、死刑を選択すべき事案と言える。

ただし、死刑は生命を奪う究極の刑罰であるから、その選択は慎重でなければならない。回避すべき特別な事情がないか検討すると、各犯行の一部について妄想性障害の影響があったことは否定できない。しかし、その程度は極めて軽微、もしくは軽微なものである。被告人が自らの選択で5人の尊い命を奪った事実は揺るがない。各犯行には計画性がないなどの事情も認められるが、5人殺害という重大性の前では大きな意味を持たない。よって、被告人に対しては、死刑を回避すべき特段の事情は見当たらず、その生命をもって本件の罪を償わせるほかないと結論に至った。

主文

「被告人を死刑に処する。」

裁判長は主文を二度読み上げた。続いて、裁判長が控訴に関する説明をして

いる最中に、被告人が、被害者参加として法廷の検察官席に座っていた遺族（伯父ではないかと思われる）に向かって、「お前のしていることは、許されんぞ」などと大声をあげ、机を乗り越えて、飛びかかろうとした。刑務官が4人がかりで被告人をすぐに取り押さえたが、被告人は暴れ続け、興奮した状態で「お前がやったことは許されない」などと叫び続けた。刑務官に取り押さえられた被告人のマスクには血がついていた。被告人の弁護士によると、被告人は顔を切って出血した。鹿児島地検によると、検察官や遺族にけがはなかった。閉廷後、記者会見した裁判員は「急に目の色が変わり、危ないと思った直後に飛びかかっていった」「これまでとは明らかに様子が違っていた。身の危険を感じ、身構える瞬間があった」と述べている。

廷内には「やめて、もう」という遺族の女性の泣き声が響き、傍聴人が立ち上がったという。裁判長は、傍聴人全員に法廷を退出するように告げた。

弁護人3人は、即日控訴したことを明らかにした。

「被告人が人を殺害したこと、今日の法廷での行動のように、人に対して凶暴であることは誰が見ても明らか。その行動に出た原因として、病気があったのではないか。病気はなかった、あったとしても軽微なものだったと言い切ってしまうといいのか、そこを問題にしている。妄想の影響は極めて軽微と一蹴された。死刑を選択する上で十分な検討ができていいのか疑問に思う。」（判決公判での被告人の行動について）「凶暴な行動には妄想性障害の影響があったとこれまでも訴えてきた。病気の影響が犯行の原因では本当になかったのか、疑問視している」。

裁判員が閉廷後、記者会見に応じた。6人全員が応じた。ただし、テレビではそのうち1人しか顔を明らかにしなかった。

（裁判員・30代男性）「どこまでが事件後の妄想なのか判断するのが難しかった。一般的な方と比べてどうなのか。仕事を転々としていても、生活はできているという被告人の精神状況を判断の材料にした。」

（裁判員・40代男性）「一番悩んだのは、私情を挟まないこと。妄想性障害について、鑑定の意見がふたつに分かれているのが一番難しいところだった。」

(裁判員・50代男性)「一般市民として参加するには荷が重いと思っていた。裁判所からは忌憚なく意見を出してくださいと言われ、不安はだいぶなくなった。」

判決は、鹿児島地裁における裁判員裁判で初めての死刑判決となった。

これまで、死刑が求刑された事件は3件あった。**【判決18】**は、鹿児島市南部で高齢者夫婦が殺害された、いわゆる「谷山事件」である。被告人は一貫して犯行を否認した。検察官は死刑を求刑したが、「結局、本件においては、情況証拠によって認められる間接事実の中に、被告人が犯人でなければ合理的に説明することができない事実関係が含まれていないというほかない(なお、被告人には、被害者方への住居侵入、窃盗未遂罪が成立する可能性があるが、当該犯行が公訴事実の日時に行われたものであると認めるに足りる根拠がない以上、本件訴因によって、この点についてのみ被告人を有罪とすることもできない。)」として無罪判決を出した(2010年12月10日)。検察官は福岡高裁宮崎支部に控訴したが、2012年3月10日に被告人が死亡し、同年3月27日公訴棄却となった。

【判決41】は、鹿児島県指宿市でやはり高齢者夫婦が殺害された事件であった。いわゆる「指宿夫婦殺人事件」である。被告人も殺害の事実を否定しなかった。検察官は強盗殺人罪を適用して死刑を求刑したが、裁判官・裁判員は「被告人は、現実逃避という極めて短絡的な衝動で……犯行に及んだ。しかし利欲的な目的の計画殺人に比べれば、非難される程度は低いと言わざるを得ない。被害者2人の殺人事件で死刑が選択された多くの事案とは、罪質・動機の点で一線を画している。」として、死刑が回避されて、無期懲役刑が選択された(2012年3月8日)。

この「日置殺人事件」では、殺害された人数が5人(そのうち、3人について殺人罪が成立することに検察官・弁護人に争いはなかった。)に及び、その犯行の罪質からして、極刑が予想され、死刑を選択するか、無期懲役を選択するかは、被告人の犯行時の精神状態についての判断に大きく依拠することになった。検察官は、心神耗弱状態にはなかったとしたのに対して、弁護人は、心身耗弱状態にあったとした。判決は、検察官の主張を支持して、犯行時、心

神耗弱状態ではなかったとして、減刑せずに、死刑を選択した。

しかも、その判断の決め手は、起訴前鑑定と起訴後鑑定という2つの異なる精神鑑定のどちらを採用するかにあったように思われる。検察官は妄想性障害は犯行時軽微だったとする起訴後鑑定を、弁護人は妄想性障害の悪化を指摘した起訴前鑑定をそれぞれ支持した。判決は、結論的には、起訴後鑑定を正しいとして採用した。

検察官にすれば、起訴するに当たって依頼した起訴前鑑定は不利と判断したのであろう。裁判所には認められなかったがもう一度、鑑定を依頼している。その後、裁判所が依頼した起訴後鑑定が決め手となった。この経緯については、なぜ裁判所が改めて依頼したのか、よくわからない。

裁判員にとっては、2つの異なる精神鑑定が突きつけられて、難しい判断を迫られた。2つの鑑定についての証人の供述を法廷で聞いたが、内容も難解。特に起訴前鑑定は、証人が極めて詳しい鑑定報告書を説明したこともあって、率直に言って、よくわからなかった。裁判員にもどちらの鑑定が正しいのか、わからなかったのではないだろうか。鑑定の違いを十分に理解できただろうか。検察官が、起訴前鑑定を行った証人（病院長）に対して「あなたは、これまでこういう鑑定証人をしたことがありますか」と問い、これまで何回も証人となったことがあると証言した起訴後鑑定を行った証人（大学教授）とことさらに経験を比較し、経験不足を裁判員に印象付けたいとする質問を行ったことも印象に残った。

起訴前鑑定では、被告人を一般病棟に入院させて、その行動を観察する鑑定手法もとられたが、被告人が他の患者に暴行するようなトラブルもあって中止された。検察官はその鑑定手法を批判し、起訴後鑑定証人も検察官の意見に同意した。そして、その“非”について判決も認定した。検察官は、起訴前鑑定について、鑑定全体として“中立的でない”ことを印象づけようとしたようにも感じた。

裁判員にとっては、鑑定内容が正しいかどうかではなく、わかりやすかったかどうか、やり方が不適切だったかどうか等についての判断が影響したことはないだろうか？

感想から言えば、起訴前鑑定も起訴後鑑定も、いずれも「患者」に対する診

断の見立てであり、医療においては「セカンド・オピニオン」の言葉があるように、医師によって、見立てが違っていてもなんらおかしくない。どちらかの診断に従って治療してみて、容態が改善しなければ、別のもう一つの治療方法をとればいい。しかし、今回の裁判事案においては「セカンド・オピニオン」は存在しない。裁判員・裁判官は犯行時心身耗弱だったか、そうでなかったか、妄想性障害についての起訴前鑑定が正しい見立てなのか、起訴後鑑定が正しい見立てなのかを自分たちの知識で判断しなくてはならなかった。

しかも、死刑が適用されない事例で、例えば懲役15年か懲役20年あるいは無期懲役等の量刑の違いなら、“程度の差”として納得して済ませることもないわけではないが、死刑か無期懲役かがその判断で決まるのである。極めて難しい判断が裁判員に課されたのだと思う。

二 2020年の裁判員裁判の特徴

(1) 全体的な特徴

2020年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は10件であった。2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件、2016年は11件、2017年は10件、2018年は9件、2019年は12件。2020年は新型コロナウイルス感染症の蔓延のため、3月はじめから6月下旬まで裁判員裁判の開廷が中断したこともあって、裁判数が少ない1年となった。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で149件147人の被告人が鹿児島地裁で裁かれたことになる。2020年の10件について罪名別にみると、殺人3件、殺人未遂1件、強盗致傷1件、傷害致死1件、現住建造物放火3件だった（併合罪では一番罪の重い罪名を数えた）だった。強姦致傷、強制わいせつ致傷などの性犯罪に関する裁判員裁判はなかった。

10件の裁判員裁判において、無罪判決は1件もなかった。

(2) 否認事件

2020年の裁判員裁判において被告人が、全面的にであれ、部分的にであれ、

否認したのは10件中、6件だった。

全面的な否認となったのは【判決141】と【判決142】。【判決141】は、放火の容疑に対して、失火の可能性を指摘して無罪を主張した。【判決142】は殺害時刻、殺害方法なども不明であり、犯行を立証する具体的な証拠がほとんどなく、難しい裁判員裁判となった。状況証拠を積み重ねるやり方で、犯人と特定し、有罪に導いた。被告人は控訴、さらに上告したが、いずれも有罪判決がくつがえることはなく、確定した。さらに再審を請求するかどうかについては現段階では伝えられていない。

残り4件は、一部否認である。【判決144】は放火の事実は認めたが、他の家に広がる前に放火されると考え、現住建造物放火の意図はなかったと主張した事案。【判決145】は傷害の事実は認めたが、致死については傷害との因果関係を否認した事案。【判決147】は息子に対する殺人について、殺意を否認した事案。【判決149】は5人の殺害のうち、3人については殺人罪を認めたものの、父親と祖母の殺人について殺意を否認した事案であった。地裁判決はいずれの事案も、被告人側の主張を退けた。

殺人について殺意の存否をめぐる被告人側が争う事案が増えたように思われる。一方、公訴事実を否認しないが、犯行時の精神状態をめぐる心神耗弱による量刑の減刑を争う事案が見られた。

(3) 量刑

2020年の裁判員裁判において、特筆すべき点は、鹿児島地裁の裁判員裁判で初めて死刑判決が出されたことだった（【判決149】）。

執行猶予付きの有罪判決は2件。いずれも殺人未遂事件であった。【判決142】は、6歳の孫（男児）刺し、重傷を負わせ、自殺を図った事案で、精神疾患もあり、鑑定留置が行われた事案だった。【判決146】も統合失調症を発症し、入退院を繰り返すようになった被告人が父親を刺した事案で、鑑定留置が実施されていた。

残り7件（死刑が科された【判決149】を除く）の有罪判決の量刑について、判決が言い渡した懲役期間と検察官の求刑期間とを比較してみると、73.8%となった。2018年の81.5%、2019年の83.6%と比べてみて数字は下がっているが、

死刑判決もあり、厳罰傾向が緩和したとも、そうでないとも言いきれない。全面否認事件で求刑通りの判決が出た【判決142】、否認事件だった【判決141】も求刑の85.7%の懲役判決などと、事案ごとに量刑の判断の違いが色濃く出たと言えるのかもしれない。

否認事件の判決文の朗読を聞いていると、被告人の反省の度合いを量刑に反映させている記述が多い。「自分はやっていない」と主張している否認事件では、反省していないのはいわば当然である。しかし、判決は「反省していない」として重く罰する傾向がある。否認事件ではなかったが、奄美の消防団員の放火・窃盗容疑が裁かれた【判決144】でも85.7%と比較的重い判断となった。

一方、精神的な疾患を抱えていた被告人が父親を死亡させた事案だった【判決147】では、求刑の半分の懲役刑を科した。定職にもつかず、酒をのみ、酒気帯び運転で逮捕されたり、ボヤ騒ぎを起こしたりと、自堕落な生活をしていた実弟を殺害した【判決140】でも、求刑13年の懲役に対して、8年の懲役刑が科され（61.5%）、被告人の情状が考慮されていた。

(4) 裁判の期間

2020年の裁判員裁判10件について、開廷から判決までの期間（市民である裁判員が裁判所に呼び出されて、判決が終わって「解放」されるまでの日数を数えた。）は最長が24日を要した【判決149】。これは5人が殺害された重大事件で審理も時間を要したからであった。

【判決142】は殺人容疑に対する否認事件であり、20日間と時間がかかった。否認事件【判決141】は11日間。否認事件に長時間を要するのはこれまでの事案と同じである。

もう1件10日間以上の事案【判決144】があったが、これは犯行が数件にわたっていたことと関係しているのだろう。残りは4日間で3件、5日間で3件。

(5) 裁判員の選任・辞退・欠席

注目される裁判員の欠席率だが、全国的には、2021年2月末までの統計（最高裁判所事務総局『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和3年2月末・速報）』によると、「選任手続期日」に出席を求められた裁判員候補者数）は、

3万5582人。そのうち、「選任手続期日に出席した裁判員候補者数」は2万4798人。従って、連絡することなく欠席した裁判員候補者は、1万0784人、欠席率は30.3%となる。¹⁰

2020年分の鹿児島地裁の個別のデータは入手できなかったが、死刑求刑が予想された【判決149】では裁判員の選任に関するデータが南日本新聞に報道された。報道によると、公判当日、理由を知らせることなく欠席（いわゆる無断欠席ということになる）したのは15人だった（出席を求められた候補者のうち25.9%）。

（6）裁判員の感想

裁判所では、裁判員裁判に参加した裁判員のうちの7～8人にきてもらって、裁判員裁判に参加した感想を聞いている。その2020年分の鹿児島地裁の「裁判員経験者の意見交換会議事録」¹¹が公表されている。参加者は全体として、最初は裁判所という自分とかけ離れたところだと思っていたので、裁判員裁判の「出頭」の案内が来たときはびっくりしたが、「やってみて、よかった」「やりがいを感じた」などの感想が寄せられている。

その中で、裁判員裁判の運用についての問題点として、職場等に裁判員として参加することになったので、休暇をとらせて欲しいという依頼をしたとき、制度施行から10年経過して、さすがに「やめなさい」という否定的な対応は見られないが、「仕方ないか、できたら辞退したら」という雰囲気はまだ残っていることがわかる。この点は、広報・周知が必要であろう。

2020年だけの問題でないが、第1章でもふれたように、この2、3年の裁判員裁判では、被告人の責任能力が量刑あるいは有罪・無罪を決める重要な要素となる事案が見られた。そのような事案の場合、精神鑑定を扱った精神医療に携わる専門家が証人として呼ばれることになるが、裁判員の感想は概ね難しく、よく理解できなかったという感想が多いように思われた。そして、量刑の判断などにおいて、結局、「よくわからないけれど、専門家が言っているのだ

¹⁰ https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

¹¹ <https://www.courts.go.jp/kagoshima/saibanin/ikenkoukan/index.html>

から」と、専門家の精神鑑定結果に大きく依存する傾向があるのではないか。2020年の裁判員裁判で最も注目された【判決149】では、犯行時に心身耗弱か、そうでないか、精神鑑定を行った二人の精神医療に携わる専門家の見解が分かれた。このような事案では、裁判員に迫られる判断はきわめて難しかっただろう。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年4月7日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、新型インフルエンザ等特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令された。緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とされた。4月16日には全ての都道府県の区域に拡大適用された。

東京地裁は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、3月3日から審理されることが予定されていた5つの裁判員裁判について全ての期日を取り消し、3月以降、延べ34件を延期した。さいたま地裁でも2月28日付で3月12日に初公判が行われる予定だった殺人事件など、2つの裁判員裁判の期日が取り消された。東京地裁は期日取り消しの理由について、「感染拡大防止のため、現在の状況が極めて重要な時期とされていることをふまえ、国民に義務として裁判員選任手続きへの出頭を求めるのは適切でないと考えられる」とした。鹿児島地裁でも、3月からの裁判員裁判は延期された。

5月25日に「緊急事態措置」の終了が発表され、東京地方裁判所では2020年6月2日から再開された。鹿児島地裁でも6月15日から再開された。

再開後の法廷では裁判員の間に透明のアクリル板を設置し、裁判官や裁判員、それに弁護士や被告人など全員がマスクを着用し、証言する際にはフェースガードを使用した¹²。傍聴人も間隔を空けて座ることになった。法廷の傍聴席の間隔を空けて座席数を制限する対策がとられた。

最高裁判所の発表によれば、朝の通勤ラッシュを避けるため、公判を開く時

¹² 裁判員との意見交換会では、裁判長が「フェースガードに光が反射して、被告人の顔がよく見えなかったことはありませんか」という質問を出している。裁判員には特に支障はなかったようだ。

間帯を通常より遅くしたほか、裁判員と裁判官が判決の内容などを検討する「評議」も広い部屋に変更して、長い机に1人ずつ座るなど席の間隔を空けるほか、消毒液を設置してこまめに消毒してもらうなどの措置が取られたという。

裁判が中断・延期される影響としては、裁判員裁判の中断が長引けば、被告人が迅速な裁判を受けられずに勾留される期間も延びるほか、裁判で証言する証人の記憶も薄れるなど、被疑者・被告人の権利の観点からすれば、さまざまな悪影響が懸念される。また裁判員の候補者に選ばれても、感染対策上辞退する人が増えることが懸念されるとの声も出た。

こうした新型コロナウイルス感染症対策は2021年も続くことになる。

2020年1月～12月 鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	事件発生日	認否	求刑(年)	判決(年)	%
140	1月27日	1月30日	4	殺人	2019年7月5日		14	8	57.1
141	2月3日	2月13日	11	現住建造物等放火	2018年4月6日	否	7	6	85.7
142	2月26日	3月16日	20	殺人	2018年11月5日	否	20	20	100.0
143	6月15日	6月25日	5	殺人未遂	2019年7月20日		3	執行猶予5	
144	7月7日	7月17日	11	邸宅侵入、現住建造物等放火、住居侵入、窃盗	2018年7月17日	否	14	12	85.7
145	7月27日	7月31日	5	傷害致死	2019年8月11日	否	8	5.5	68.8
146	8月3日	8月7日	5	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	2019年6月22日		5	執行猶予5	
147	9月14日	9月17日	4	殺人	2020年1月14日	否	12	6	50.0
148	10月6日	10月9日	4	傷害致死、道路交通法違反	2020年3月13日		6	5	83.3
149	11月18日	12月11日	24	殺人、死体遺棄	2018年3月31日 2018年4月6日	否	死刑	死刑	

註 (1) 否は一部否認も含む。

(2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)

(3) 判決の量刑で、例えば懲役2年6月は、2.5年と表した。